

改訂版

あふれる緑と清らかな水につつまれたまちをめざして

# 岡谷市環境基本計画

2005▶2009



地球の庭／武井武雄

長野県 岡谷市

## 地球規模で考え 身近なことから実行を - だれにでもできる環境対策

21世紀は環境の時代といわれております。岡谷市の将来都市像「人と自然が共生する健康文化産業都市」の具体化に向けて、市民の皆様とともにまちづくりを進める中で、環境への取組みは最重要課題であります。

私たちの暮らしは、経済の発展などにより物質的に豊かになりましたが、その反面諏訪湖、天竜川の水質汚濁や地下水の汚染、ごみ問題などの身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題、アスベスト問題、アレチウリの侵略など生態系に関わる問題等、ますます複雑化多様化する環境問題に直面しております。

このような環境問題には、私たちの日常生活や事業活動が深く関わっており、その解決に向けて、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図っていくことが求められております。

本市は、「緑と湖につつまれた美しい郷土」と市民憲章にうたわれているように、美しく豊かな自然に恵まれたまちです。この優れた環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちに与えられた重要な責務であり、市、市民、事業者がそれぞれの役割を担って、一体となって環境の保全を推進していくことが必要です。

岡谷市環境基本計画はこれらの環境問題に対応し、施策を推進するため平成12年4月制定されましたが、スタートから5年を経過いたしまして、諸情勢の変化や取り組みも変わってきており、今般見直しが行なわれ新たなスタートをしました。

本計画は望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を目指して、基本目標、個別目標を明らかにし、市が行う環境保全の基本的な施策を体系的に示し、あわせて市民及び事業者に自主的に取り組んでいただく、環境への配慮行動の指針を盛り込んであり、さらに基本目標ごとに主な指標を設定し、目標又は方向性を数値目安として示し、関心を高めるよういたしました。

かけがえのない「ふるさと」の環境を守るには、本計画により市、市民、事業者がそれぞれの役割を担って、市民総参加による協働が必要であり、地球にやさしい環境のまちづくりのため、強い行動力で環境保全を推進しましょう。

本計画見直しにあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた市民の皆さんをはじめ岡谷市環境審議会、ご協力をいただいた多くの皆さんに、心からお礼申し上げます。

平成18年1月

岡谷市長 林 新一郎

# 岡谷市環境基本計画 目次

---

第1章	環境基本計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	2
3	計画の期間	2
4	計画が対象とする環境施策の範囲	3
第2章	岡谷市の環境の現状	
1	岡谷市の位置・地勢	4
2	社会条件	4
3	環境の現状	5
4	市民等による取り組み	9
第3章	めざすべき環境の姿と基本目標	
1	目標設定の必要性	10
2	望ましい環境像	10
3	望ましい環境像を実現するための目標	11
第4章	施策展開の方向と配慮行動の指針	
	基本目標1 すがすがしいまちづくり	
	個別目標1 空気のさわやかさ	14
	個別目標2 水と土のきれいさ	17
	個別目標3 まちの静けさ	22
	基本目標2 自然とふれあえるまちづくり	
	個別目標4 緑との親しみ	25
	個別目標5 水辺との親しみ	27
	個別目標6 野生生物との親しみ	29
	個別目標7 自然景観との親しみ	31
	基本目標3 物を大切にする循環型まちづくり	
	個別目標8 3R(リデュース、リユース、リサイクル) の推進	33
	個別目標9 資源とエネルギーの大切さ	37
	基本目標4 美しさと潤いのあるまちづくり	
	個別目標10 まちの美しさ・潤い	41
	個別目標11 まちのゆとり	44
	基本目標5 地球環境の保全	
	個別目標12 地域での取り組みの推進	46
	基本目標6 市民総参加による環境保全	
	個別目標13 自発的活動の推進	49
第5章	計画の推進のために	
1	推進体制等	53
2	計画の進行管理等	54
	付属資料	55 - 68

# 第1章 環境基本計画策定の基本的な考え方

## Section 1 . 計画策定の背景

私たちのふるさと岡谷市は、諏訪湖の西岸に面し、西北には塩嶺王城県立公園があり、また遠くには富士山、八ヶ岳連峰を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた自然環境に恵まれたまちです。私たちは、この豊かな自然環境の下で、地域の特性を活かした産業や文化を育んできました。

しかし、産業の発展や都市化の進展は、諏訪湖の水質汚濁をはじめ住工混在地域における騒音、悪臭等の産業型公害、日常生活に起因する都市・生活型公害をもたらしています。また、森林や農地の減少などによる、自然環境の保全に関わる様々な問題も招いています。

さらに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、廃棄物の量の増大や質の多様化をもたらすとともに、身近な地域の環境だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。加えて近年、生物の基本的な生存に関わる化学物質汚染問題も顕在化してきています。

一方、価値観の多様化などにより、市民ニーズも「物の豊かさ」「便利さ」を求めるだけでなく、「心の豊かさ」を求める傾向にあり、自然とのふれあいや快適な環境への関心が高まっています。

また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rによる循環型社会に対応するため、近年、容器包装・家電・建設・食品・自動車リサイクル法等、「循環型社会形成推進基本法」が施行されてきています。

このような状況の中で、環境問題により的確に対応するため、環境の保全に関する基本理念や基本方針等を明らかにした「岡谷市環境基本条例」を平成10年12月に制定しています。

### 岡谷市環境基本条例の基本理念

健全で恵み豊かな環境の恩恵の享受と将来世代への継承  
自然と人との共生  
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築  
地球環境保全の取り組み

## Section 2 . 計画策定の目的

岡谷市環境基本計画は、「岡谷市環境基本条例」に定める基本理念の実現に向け、条例第7条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

本計画では、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けて基本目標と、より具体的な個別目標を明らかにするとともに、市が行う環境の保全に関する基本的な施策を体系的に示します。あわせて、市民と事業者に自主的に取り組んでいただく、環境への配慮行動の指針を盛り込み、基本目標ごとの指標を設けました。

また、本計画は、国や県の環境施策との整合を図りつつ、平成16年度からの「第3次岡谷市総合計画後期基本計画」に定められた将来都市像の実現に向け、環境面から取り組んでいくものであり、環境施策の策定や推進にあたっての指針となるものです。

## Section 3 . 計画の期間

環境問題の解決に向けては、長期的視野に立った環境施策の展開や市民及び事業者の継続した環境への配慮行動が必要となります。そのため、望ましい環境像やこれを実現するための基本目標は、21世紀を展望しつつ本市の環境特性を考慮して、普遍的な目標として設定します。

しかし、環境問題は複雑であり、新たな課題の出現や市民の環境に対する意識の変化等も予測されること、また、「第3次岡谷市総合計画後期基本計画」が5ヵ年計画であることを踏まえ、個別目標や基本施策等については、平成17年度を含め概ね5年後を見据えて計画します。

## Section 4 . 計画が対象とする環境施策の範囲

本計画が対象とする環境施策の範囲は、公害の防止や自然環境の保全、快適な環境の確保など概ね次の項目の範囲を対象とします。

- 公害の防止.....大気汚染や水質汚濁、騒音などが人の健康や生活環境に及ぼす被害の防止に関すること
- 自然環境の保全.....自然とのふれあいや、恵まれた自然環境の適切な保全に関すること
- 廃棄物の3Rの推進.....リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）の推進、資源の有効利用に関すること
- 快適な環境の確保.....緑化の推進、美しい景観や地域特性を活かした快適な環境の確保に関すること
- 地球環境の保全.....新エネルギーの利用など、地球温暖化の防止やオゾン層の保護など地球環境の保全に関すること

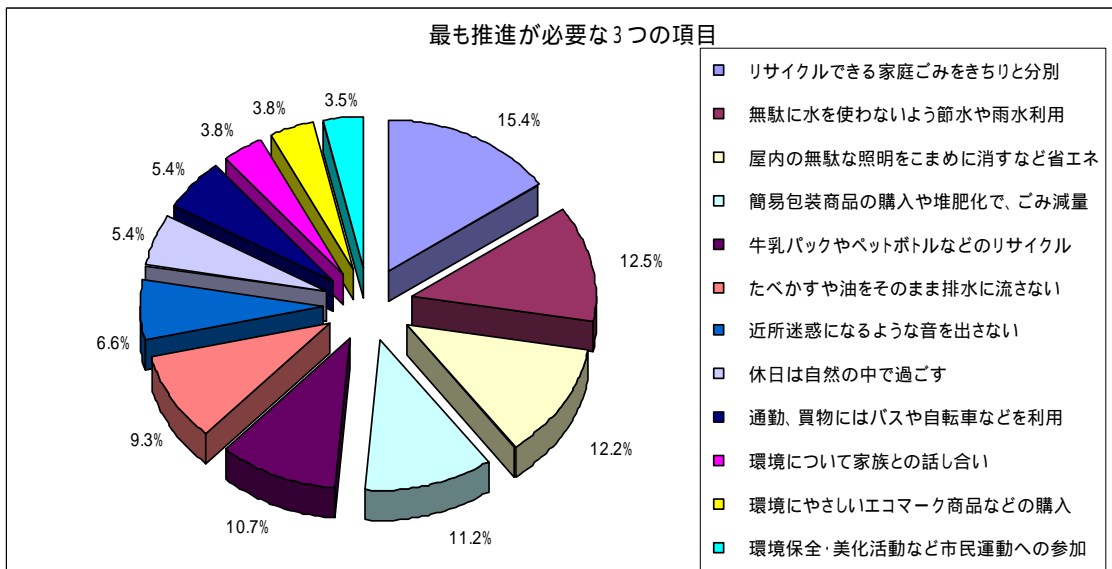


図 - 1

岡谷市では平成16年度に市民500人を対象に、環境に関するアンケート調査（以後、市民アンケート調査）を実施しました。市民アンケート調査において上図の12項目の中から、「あなたが最も推進が必要と思う3つの項目番号をご記入ください」という設問に対して、上位から1番目に、「リサイクルできる家庭ごみをきちりと分別」、2番目に、「無駄に水を使わないよう節水や雨水利用」、3番目に、「屋内の無駄な照明をこまめに消すなど省エネ」という結果となりました。

## 第2章 岡谷市の環境の現状

### Section 1 . 岡谷市の位置・地勢

本市は、長野県のほぼ中央、諏訪湖の西岸に位置し、遠くには富士山、八ヶ岳連峰を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。

面積は 85.19km<sup>2</sup> で、人口集中地区（DID）面積は 11.5 km<sup>2</sup>、市域は東西 7.3km、南北 16.7km に広がっており、7割近くを森林が占めています。

地質は、内部に火山岩をもち、その表面はきわめて厚いローム層で覆われており、諏訪湖岸の一部に沖積層が見られます。

気候は、内陸気候の特性を示しており、年間を通じて降水量が少なく、気温の年較差や日較差が大きく、空気は乾燥し、日射量は国内トップクラスとなっています。

本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川、十四瀬川、大川などがあり、豊かな水環境に恵まれています。

諏訪湖は標高 759.3m、周囲約 16km、面積 13.3 km<sup>2</sup> の長野県で一番大きな湖であり、コイ、フナ、ワカサギなど魚類も豊富です。

諏訪湖から流れ出す天竜川は、遠く静岡県浜松市に至り、太平洋に注いでいます。

### Section 2 . 社会条件

本市は、各種交通の要衝となっており、高速交通体系は、中央自動車道西宮線、長野自動車道から構成されており、岡谷インターチェンジを介し、首都圏・中京圏・北陸圏と結ばれています。

また幹線道路として、国道20号、国道20号バイパス・国道142号バイパスや県道下諏訪辰野線、県道岡谷茅野線などが市内を走っています。鉄道は、中央東線と飯田線の分岐点となっています。

本市の人口は、昭和55年の約62,000人をピークとして、その後、年々減少傾向を示し、平成2年以降、60,000人を割り、平成16年には約55,500人となっています。

産業別就業人口の割合（平成12年国勢調査）は、第1次産業が2.0%、第2次産業が50.5%、第3次産業が47.4%と、工業都市を反映して第2次産業が主力を

占めています。ここ10年間の傾向としては、第3次産業の比率が高まっており、近年の事業所数、従業者数の増減を見ると、いずれもサービス業の増加が目立っています。

農家数は、昭和35年以降、減少傾向を示しており、平成12年の農家数は昭和35年に比べ、29%の戸数まで少なくなっています。それにともない経営耕地面積も減少しており、昭和35年当時の22%の面積まで減少しています。(平成12年農林業センサス)

工業は、大正年間から昭和初期に製糸業の全盛期を迎え、戦後は精密工業都市に脱皮し、昭和50年代以降は、情報機器を中心とするオプトメカトロニクス(光、機械、電子の複合技術による先端技術)産業の高度技術集積都市として発展しています。近年では、大手企業の生産拠点の急速な海外移転による空洞化が進んでいますが、これまで培ってきた精密加工技術を活かした、スーパーデバイス産地の形成に向けて取り組んでいます。

業種別内訳(平成14年工業統計調査)を見ると、機械・電機・精密・金属・電子・情報の事業者数は約71%を占めており、その従業者も約69%と高い割合になっています。

スーパーデバイス...超精密・超微細加工技術等の応用で製作される精密部品に、センサー等の機能を付加した超高機能部品

## Section 3 . 環境の現状

### 諏訪湖・河川における水質汚濁

本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川など水環境に恵まれています。諏訪湖は、諏訪地方のシンボルとして古くから人々に親しまれ、水資源や観光資源、漁場などとして活用され、周辺地域の生活を支えてきました。

しかし、高度経済成長による産業の発展、都市化の進展に伴い、湖の水質汚濁が進行して富栄養化が進み、夏場のアオコの発生が続いており、以前に比べその発生期間は大幅短縮されているものの、天竜川の水質に影響を与えています。

また、近年の環境省の調査では、諏訪湖の底質からダイオキシン類等が、ごく微量ではあるものの検出されています。窒素・リン・COD(化学的酸素要求量)は環



境基準を超えているものの減少傾向にあり、特にリンは環境基準を下回りつつあります。

横河川や塚間川などの水質については、下水道の整備普及などの浄化対策により、BOD（生物化学的酸素要求量）などが改善されてきています。

今後は、諏訪湖及び天竜川の水質浄化に向け、降雨時の市街地、農地からの排水など非特定汚染源対策等も推進していく必要があります。

## 都市・生活型公害の顕在化

本市では、広範囲に影響を及ぼすような産業型公害は発生していませんが、住工混在地域が多いため、工場周辺における騒音や悪臭等の苦情が時折、寄せられています。

そのほか、近隣騒音、自動車による交通騒音や排気ガス、野焼きなど、日常生活に起因する都市・生活型公害等が顕在化してきています。

平成13年4月からは、農作業や伝統的行事などの例外を除き野焼きが禁止されています。

## ごみの発生抑制とリサイクル活動の効果

一般にごみの発生量は、経済活動の進展、ライフスタイルの変化等により、増加傾向を示します。また、ごみの種類も多様化しており、その発生抑制と処理対策は、快適な市民生活や環境保全を推進する上で重要な課題となっています。

循環型社会形成推進基本法等の施行により、市民、事業者、行政の役割分担が明確にされ、それぞれの役割と責任による分別排出、分別収集、リサイクル等、循環型社会の実現に向けた取り組みが必要となっています。

市民の間では、ごみの減量やリサイクルに対する関心も高まっており、資源物の分別回収をはじめ、省資源・リサイクルの取り組みの輪が広がっています。

近年、ごみの焼却によるダイオキシン類の発生等、ごみ処理に伴う問題がクローズアップされています。本市の清掃工場では、これに適切に対処するよう、平成12年に焼却施設の改修整備を実施しました。

また、広域のごみ処理体制の構築を目指して、施設の建替えを検討しています。

## 地下水汚染等の問題

豊かな森林に囲まれた本市は、地下水資源にも恵まれていますが、近年の民間の井戸水を採取して実施した水質検査では、有機塩素系溶剤が検出されており、化学物質による地下水汚染が懸念されています。

本市の上水道水源は、約 80%を地下水に依存しているため、地下水位の低下と水質保全については、常に配慮が必要です。そのため、適切な水利用の促進や汚染防止に関し、市民及び事業者の意識の高揚を図るなど、その対策が重要な課題となっています。

## 地球環境問題への取り組み

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、すべての生物の生存基盤であるかけがえのない地球環境にまで影響を及ぼしています。

市民等の間では、地球温暖化をはじめ地球環境問題への関心が急速に高まりつつありますが、現実的な危機感にまだ乏しいとの指摘もあります。

## 周辺環境の変化

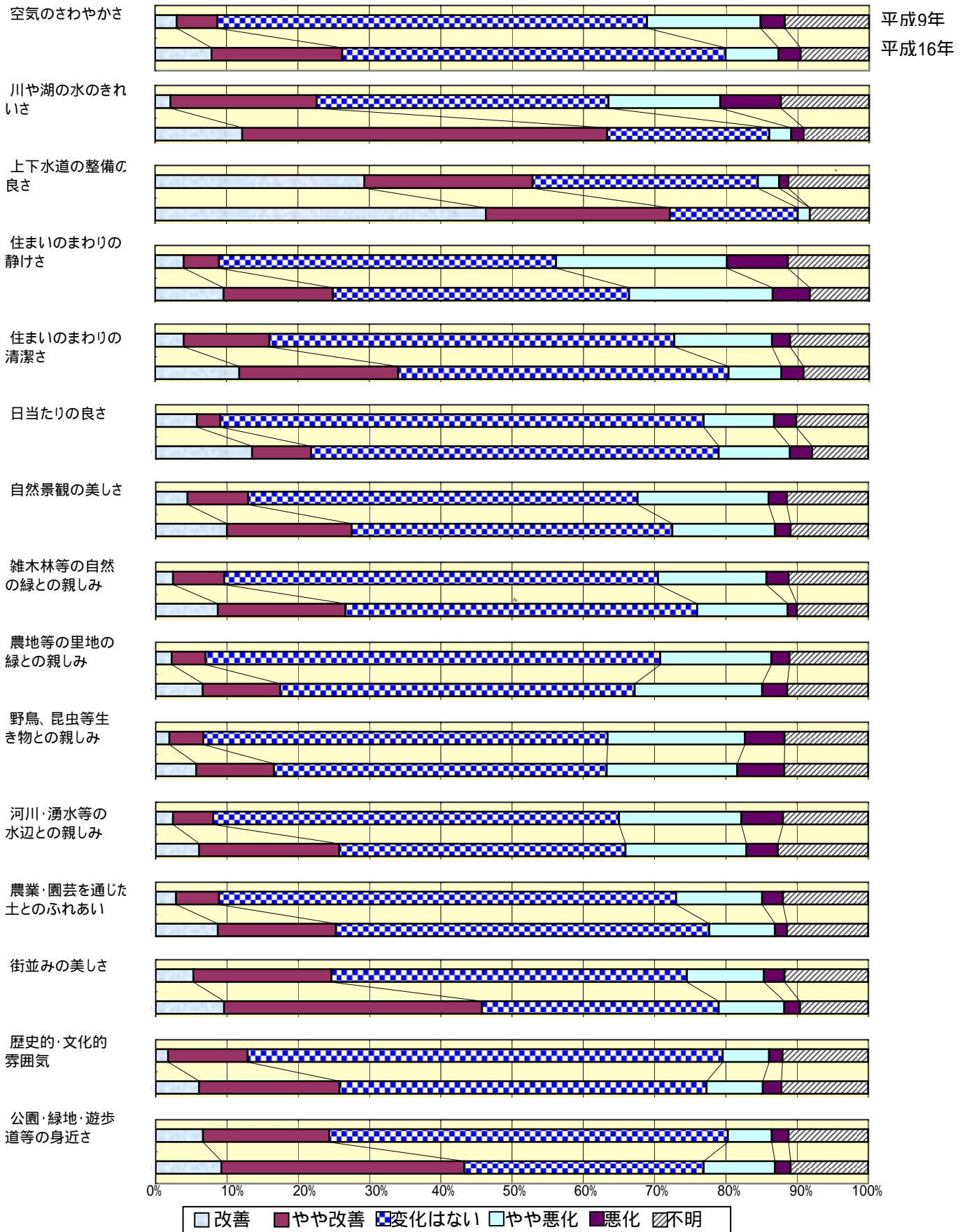


図-2 平成9年、16年に実施した市民アンケート調査の「近所や市内全域での環境は以前と比べて良くなっていますか」という問いに対して得られた回答の比較グラフです。  
 前回アンケートに比べ、全ての項目で改善及びやや改善と感じている人が増えており、環境の向上の実感が現われている。

## Section 4 . 市民等による取り組み

環境への関心の高まりとともに、ごみの減量やリサイクル、食用廃油の回収などを実践し、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めたり、空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨て防止に取り組んだり、諏訪湖・河川の清掃等の美化活動などに参加するといった、市民の自主的な取り組みが行われています。

事業者も、工場や事務所の緑化、環境の保全に関する地域活動への参加などの取り組みを広げつつあります。また、ISO 14000 シリーズ( 1 )やエコアクション( 2 )などを取得する企業も増えつつあります。

1...ISO 14000 シリーズ 国際標準化機構が制定している環境マネジメントシステムと環境監査等に関する国際規格

2...エコアクション 中小企業等でも容易に取り組める環境マネジメントシステム

行政においては、県は「長野県環境基本条例」、「長野県環境基本計画」、「長野県水環境保全総合計画」、「長野県地球温暖化防止県民計画」などにより、基本的かつ総合的な施策を展開しています。本市においては、これまで「岡谷市公害防止条例」等による規制的な措置をはじめ、自然的・社会的条件に応じた各種の環境施策を、関係機関と連携して実施してきています。そして、平成 10 年には、環境問題により的確に対応するため、環境施策の基本的な方向を明らかにした「岡谷市環境基本条例」、平成 16 年には「岡谷市新エネルギービジョン」を制定しています。

今日の環境問題は、その原因の多くが日常生活や通常の事業活動の中にあることから市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、問題解決に向けて共に考え、共に行動することが不可欠となっています。

特に、地球温暖化対策については早急の対応を迫られており、県では地球温暖化対策条例制定に向け、取り組みを開始しました。

## 第3章 めざすべき環境の姿と基本目標

### Section 1 . 目標設定の必要性

岡谷市環境基本計画は、「第3次岡谷市総合計画」を環境面から支援していくものです。

第3次総合計画は、第2次総合計画と同様、岡谷市民憲章を都市づくりの基本理念としています。第2次総合計画の将来都市像である「豊かな自然と調和した国際文化産業都市」を基調としながら、さらにこれを継承発展させていくため、「人と自然が共生する健康文化産業都市」を将来都市像と定め、市民とともに歩むまちづくりを推進することとしています。

環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で、また、人と自然が共生していくために、欠かすことができない重要な課題の一つです。本市の環境の現況を把握し、すべてのものの共通認識となる「望ましい環境像」を定め、その実現に向けて、長期的視野に立った環境施策の展開が求められています。そして、行政だけではなく、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、一体となって環境保全に取り組んでいくことが必要です。

### Section 2 . 望ましい環境像

本市は、諏訪湖の西岸に面し、天竜川、横河川などの河川もあり、水環境に恵まれています。諏訪湖及び天竜川の水質浄化は、私たちの大きな目標の一つになっています。また、市街地を囲む山々は、私たちに潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な緑の資源です。このような環境特性を基調に、市民憲章や第3次総合計画、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、本市の望ましい環境像を、すべてのものの共通認識として次のように掲げます。

#### あふれる緑と清らかな水につつまれたまち

これは、あふれる緑と清らかな水が、生物を育み、大気をも浄化する機能を持ち、望ましい環境のシンボルとして普遍的な要素であるとともに、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な環境資源であると考えられるからです。

この環境像は、「諏訪湖をわたってくるさわやかな風がやさしくほほをなで、深い

緑につつまれた山々が美しい稜線を描き、耳を澄ませばどこからか小鳥たちのさえずりが聞こえる、豊かな自然の息吹があふれ、人と自然が共生して四季の移り変わりを鮮やかに映し出す環境のまち」をイメージするものです。

### Section 3 . 望ましい環境像を実現するための目標

望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を実現するため、本市の環境の現状等を踏まえ、次の6つを基本目標とします。そして、基本目標ごとに具体的な個別目標を設定し、これらの目標を市、市民及び事業者の共通のものとして、環境の保全を推進します。

また、基本目標ごとに主な指標を設定し、河川の水質や事業の利用者数など、岡谷市の環境の状況と目標又は方向性を市民にわかりやすく示し、数値目安として関心を高めます。

#### 1 . 「すがすがしいまちづくり」

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

指標 1	<b>シルキーバス利用者数</b>	
	平成16年度 191,016人	方向性 ↗
	<b>塚間川水質 (BOD)</b>	
	平成16年度 1.1mg/l	方向性 ↘

#### 2 . 「自然とふれあえるまちづくり」

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

指標 2	<b>小鳥バス参加者数</b>	
	平成16年度 572人	方向性 ↗

### 3. 「物を大切に作る循環型まちづくり」

3Rの推進、また、資源・エネルギーの有効利用に努めます。

指標3 <b>ごみ排出量・資源化率</b>				
可燃ごみ	平成16年度	15,632トン	平成21年度目標	13,510トン
不燃ごみ		365トン		203トン
資源物		4,492トン		4,458トン
計		20,489トン		18,171トン
資源化率		21.0 %		24.0 %

### 4. 「美しさと潤いのあるまちづくり」

経済性、利便性の追求だけでなく、環境に十分配慮した快適で潤いのあるまちづくりに努めます。

指標4 <b>諏訪湖一斉清掃ごみ回収量</b>				
ごみ回収量	平成16年度	1680kg	方向性	↘
資源物量（空き缶・びんなど）		100kg	方向性	↘

### 5. 「地球環境の保全」

地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献します。

指標5 <b>太陽光発電設置延べ件数</b>				
	平成16年度	260基	平成21年度目標	410基
<b>雨水タンク設置延べ件数</b>				
	平成16年度	44基	平成21年度目標	120基

### 6. 「市民総参加による環境保全」

市民一人ひとりが環境の現状を認識し、環境の保全に関する知識を身につけ、自主的な活動を推進します。

指標6 <b>諏訪湖一斉清掃参加者数</b>				
	平成16年度	6,600人	方向性	↗

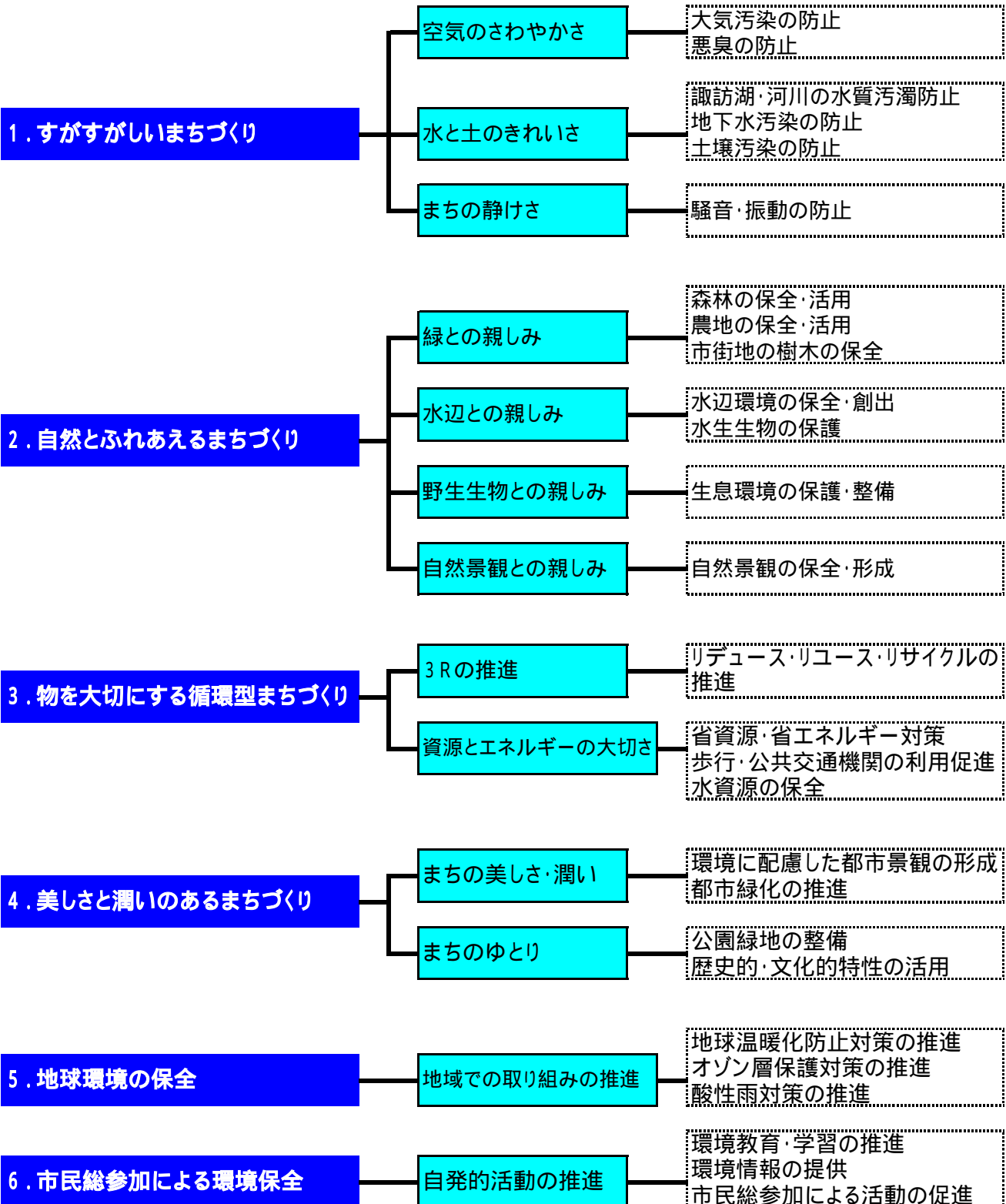
# 第4章 施策展開の方向と配慮行動の指針

「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして

基本目標

個別目標

基本施策





## 基本目標 1 すがすがしいまちづくり

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

### 個別目標 1 空気のさわやかさ

#### 環境特性と課題

さわやかな空気をそこなう大気汚染物質には、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ベンゼンなどがあります。市内における大気測定の結果を見ると、これらはほとんど環境基準を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。

大気汚染物質の大部分は、事業活動にともなって工場等（固定発生源）から排出されるばい煙や、自動車（移動発生源）の排気ガスなどから発生することから、引き続き大気測定を行い監視を行うとともに、発生源対策を進め、より良好な大気の状態を確保するよう努めなければなりません。また、ダイオキシン類発生のおそれがあった野焼きは、平成13年4月から一部の例外を除いて禁止となり、啓発・指導に努めています。

悪臭に関する苦情は、事業活動やごみの焼却などにもなうものがほとんどです。感覚的なもので不快感の訴えにも個人差があり、また、数値でとらえることが比較的難しい問題です。発生源の調査や指導の充実を図るなど、悪臭対策を推進する必要があります。

昨今アスベストによる健康影響が懸念されており、飛散防止や建物の解体・改修時の適正処理が求められております。

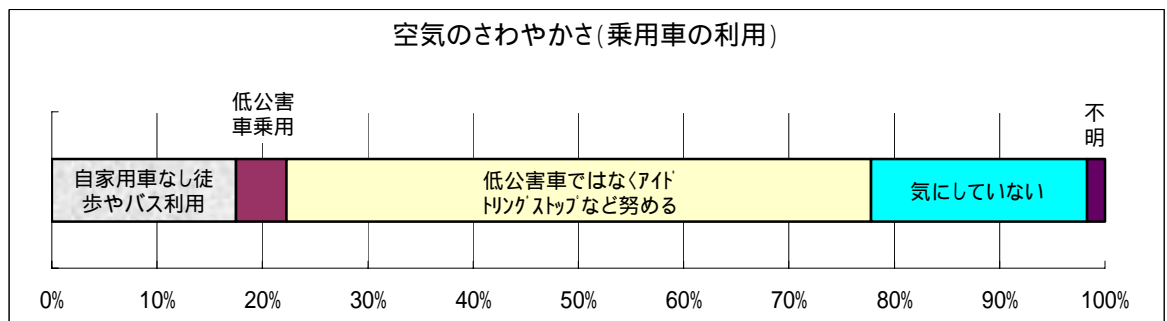


図-3 市民アンケート調査の「乗用車の利用に関してはどうしていますか」という問いに対して得られた回答です。

## 施策

### 大気汚染の防止

大気の状態を正しく把握するため、大気測定の一層の充実を関係機関へ働きかけます。ダイオキシン類については、関係機関と協議し、必要な調査を検討します。

大気汚染物質の発生源となっている工場等に対して、ボイラーや廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の適切な維持管理を行うよう、関係機関と連携し、指導と監視を行います。

ダイオキシン類等の発生抑制のため、清掃工場を計画的に維持管理し、再使用・再生利用できないごみを適切に処理します。

野焼きや基準を満たさない焼却炉使用の禁止について、啓発・指導します。

農業用廃プラスチックの適切な回収と処理を促進します。

円滑な交通を確保するための道路等の整備に努め、自動車排気ガス削減につなげます。

ハイブリッド車、LPガス車等、より低公害な自動車の普及に努めます。

アイドリング・ストップ等、エコドライブ運動を積極的に推進します。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進などにより、自家用自動車の使用を控えるよう働きかけます。

ディーゼル自動車の燃料を、環境にやさしいBDF(バイオディーゼル燃料)への切り替え利用に努めます。 BDF...食用廃油を原料とした軽油代替燃料

公共建築物に使われているアスベストの状況を確認し、適切な処置をするとともに建物の取り壊しや改修時の飛散防止と特別管理産業廃棄物である、廃石綿等の一層の適正処理を推進します。

指標 1 シルキーバス利用者数

平成16年度 191,016人

方向性



### 悪臭の防止

発生源の調査を充実し、実態の的確な把握に努めます。

悪臭の発生源となっている工場等に対して、適切な指導と監視を行い、悪臭公害の防止を図ります。

住工混在地区では、産業育成等の施策と連携しながら、悪臭公害の防止に努めます。

## 配慮行動の指針

### 市民は

野焼きや、基準を満たさない焼却炉の使用はしません。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えます。

自動車を運転する際は、 unnecessaryな空ふかしや長時間のアイドリングをしません。

ハイブリッド車、LPガス車等、より低公害な自動車の利用に努めます。

近隣に迷惑な悪臭が発生しないように、ごみ処理やペットの飼い方などに気をつけます。

### 事業者は

大気汚染等公害の防止を図るため、自主的な管理体制の整備に努めます。

ボイラー等のばい煙発生施設の適切な使用と維持管理を行い、ばい煙の削減を図ります。

基準を満たさない焼却炉は使用しません。

ハイブリッド車、LPガス車等、より低公害な自動車の導入に努めます。

ディーゼル自動車の燃料を、BDFに切替るように努めます。

物資輸送の共同化、集約化等に努め、自動車利用の合理化を図ります。

アイドリング・ストップ等、エコドライブ運動に積極的に取り組みます。

定期的なノーカーデー実施や、公共交通機関の利用を、従業員に呼びかけます。

有害ガスや悪臭については、発生物質の使用自粛、発生の少ない工程の採用または適切な防止設備などにより、発生の防止に努めます。

アスベストの使用を確認し、飛散の恐れのある場合には除去・封じ込め・囲い込み等の処置を行い、特定粉塵排出等作業として解体又は改修する場合は、飛散防止及び特定有害産業廃棄物としての廃石綿の収集運搬・最終処分等適正な処理をします。

## 基本目標 1 すがすがしいまちづくり

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

### 個別目標 2 水と土のきれいさ

#### 環境特性と課題

本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川など水環境に恵まれています。ことに諏訪湖は、この地方のシンボルとして古くから親しまれ、地域の歴史と文化を育んできました。しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長による産業の発展や都市化の進展などとともに、水質汚濁は著しくなり富栄養化が進みました。

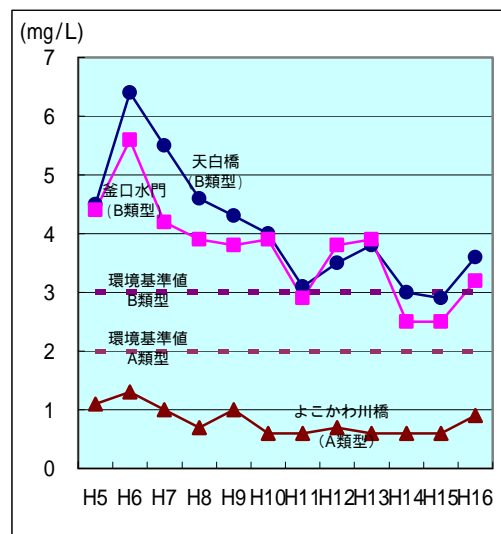
市では、県と連携・協力し、下水道の整備や底泥のしゅんせつ、工場等の排水規制、市街地・農地等の非特定汚染源対策などを進めています。市内主要河川の水質検査の結果を見ると、下水道の整備普及が進んだ地域の河川は、BOD（生物学的酸素要求量）などの改善が図られ、概ね良好となっています。諏訪湖の水質も長期的には改善され、アオコの発生期間も大分短縮されてきていますが、アオコは天竜川の水質に依然影響を及ぼしています。

そのため、引き続き県をはじめ関係機関等と連携・協力し、水質の浄化対策を推進していく必要があります。

また、近年の環境省の調査によると、諏訪湖の底質からダイオキシン類等がごく微量ではあるものの検出されました。

水質では、長期的には窒素、COD（化学的酸素要求量）は減少傾向にあるものの環境基準を超えており、リンについては環境基準を下回りつつあります。

地下水は、大切な自然資源の一つで、本市においても上水道の水源として約80%を依存しています。



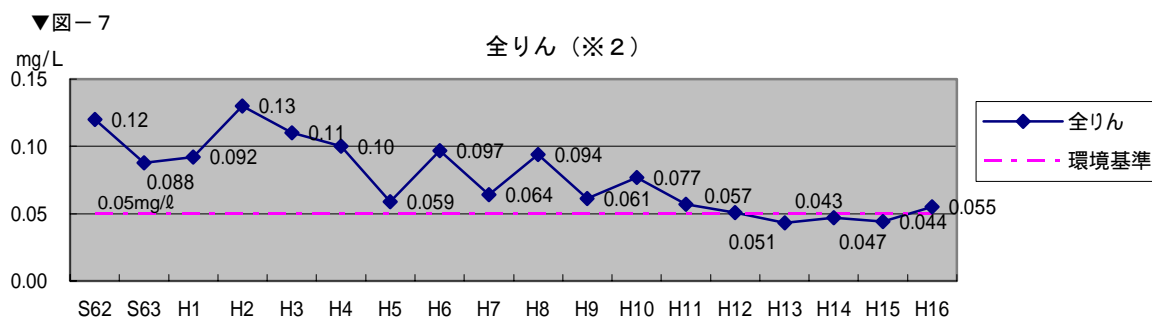
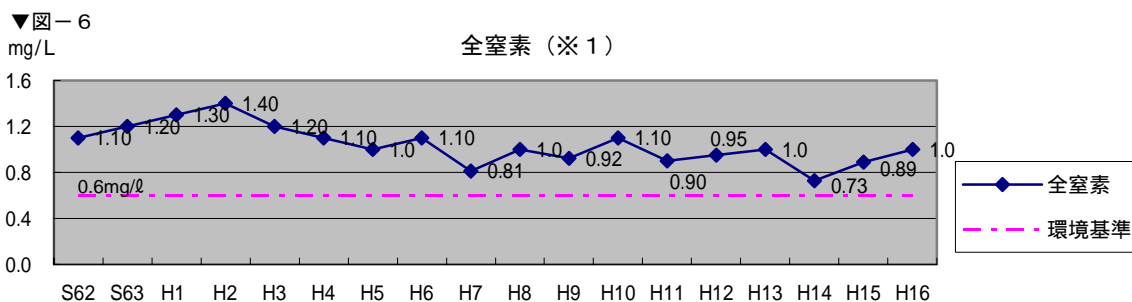
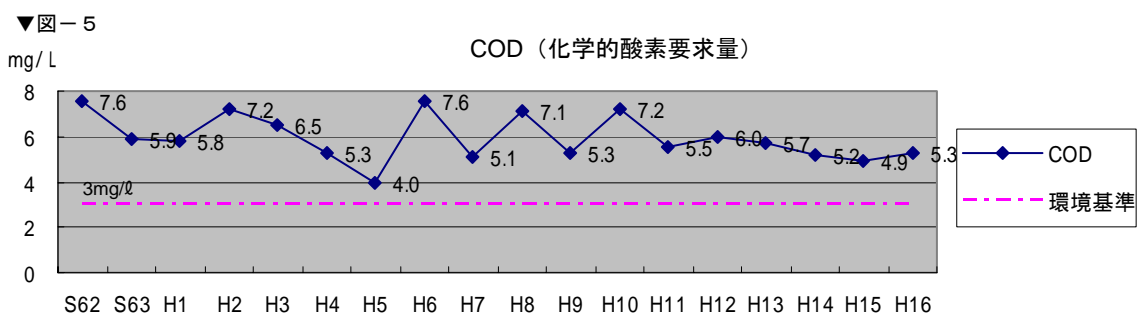
▲図-4 天竜川・横河川の水質検査結果の経年変化

近年の民間の井戸水を採取して実施した水質検査の結果を見ると、何本かの井戸で環境基準を超える有機塩素系溶剤が検出されています。

地下水汚染の原因としては、平成元年の水質汚濁防止法改正前の地下浸透によるものと推測されますが、汚染経路等を究明することは極めて困難です。上水道の水源地施設では、有機塩素系溶剤の対策が講じられていますが、今後、地下水の汚染状況の把握を継続し、汚染の防止や対応を図っていく必要があります。

土壌については、地下水と深い関わりがあり、地下水の水質保全のためにも、土壌の保全を図っていかなければなりません。土壌汚染対策法施行もあり又、関心が高まっているダイオキシン類や有機塩素系等汚染物質が土壌中にどのくらい含まれているのか、実態を的確に把握し、対応する必要があります。

諏訪湖のCOD・全窒素・全りん値の経年変化（長野県第4期諏訪湖水質保全計画より）



1全窒素...有機・無機の窒素化合物の総量

2全りん...有機・無機のりん化合物の総量

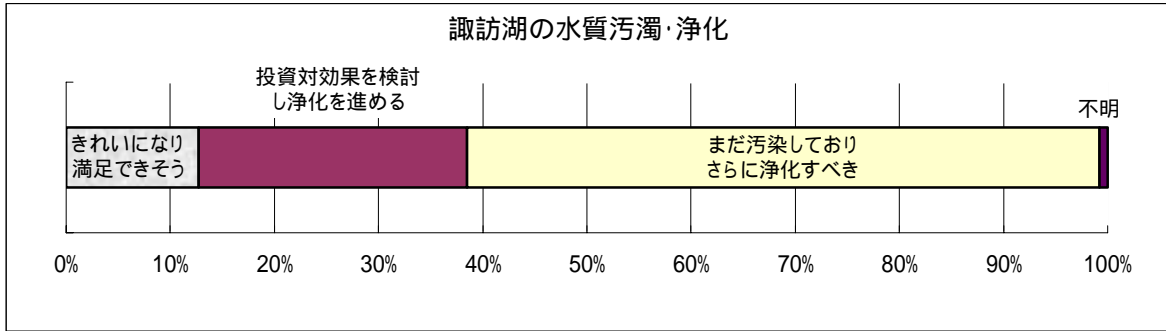


図-8 市民アンケート調査の「あなたの川や湖に対するイメージは」という問いに対して得られた回答です。

## 施策

### 諏訪湖・河川の水質汚濁防止

関係機関と連携・協力し、「諏訪湖に係る湖沼水質保全計画」等の推進を図ります。

諏訪湖や河川の定期的な水質検査を実施し、水質の監視を行います。ダイオキシン類、有機塩素系溶剤等については、関係機関と協議し、必要な調査を検討します。

下水道の整備普及や浄化槽の適切な維持管理の促進、環境への負荷の少ない石けん等の利用促進を図るなど、生活排水対策を推進します。

下水道計画区域外における、合併処理浄化槽の設置を促進します。

工場等の排水については、関係機関と連携し、法令基準を遵守するよう適切な指導と監視を行います。

排水規制の対象外の工場等や一般家庭の排水についても、適切な処理が行われるよう啓発活動を推進します。

減農薬栽培や適肥栽培など、環境への負荷の少ない農業の普及に努め、農地から流れ出る肥料成分や農薬の抑制対策を進めます。

降雨時に市街地から流れ出る排水対策として、雨水貯留タンクや雨水浸透ます、透水性舗装などの普及を図ります。

市民等の参加と協力を得て、諏訪湖や河川、側溝等の清掃を行います。

#### 指標1 塚間川水質 (BOD)

平成16年度 1.1mg/l

方向性 ↘

(参考: A類型横河川BOD 平成16年度 0.7mg/l)

## 地下水汚染の防止

地下水保全の重要性について啓発活動を行い、市民及び事業者の意識の高揚を図ります。

地下水の水質検査等を行い、汚染状況を把握します。

関係機関と連携し、工場等の有害物質の使用や保管、排水など適正に行うよう指導を徹底し、有害物質の地下浸透の防止を図ります。

地下水のかん養につながる雨水貯留タンクや雨水浸透ます、透水性舗装などの普及を図ります。

## 土壌汚染の防止

ダイオキシン類、有機塩素系溶剤や鉛等の汚染物質による環境への影響については、関係機関と協議し、必要な調査を実施するなど、土壌汚染の実態調査に努めます。

関係機関と連携し、工場等に対して、有害物質を地下浸透させることのないよう指導を徹底し、土壌汚染の防止を図ります。

## 配慮行動の指針

### 市民は

調理くずや食べ残しが出ないように調理を工夫し、調理くずなどが出ても堆肥化するなどし、下水道や側溝へ流さないようにします。

食器などの油污れは、拭き取ってから洗うようにします。

食用廃油を石けんやBDFにリサイクルするための回収に協力し、下水道や側溝へ食用廃油を流さないようにします。

米のとぎ汁は、庭木に与えるなど下水道や側溝へ流さないように努めます。

食器洗い、洗濯などには、環境への負荷の少ない石けんを使用するようにします。

浄化槽の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守します。

雨水貯留タンクや雨水浸透ますなどの設置に努めます。

諏訪湖や河川、側溝等の清掃活動に積極的に参加します。

河川や側溝へ灯油が流出したり、地下浸透したりすることのないように、灯油タンクの管理や給油に十分注意します。

エンジンオイルなど有害なものを、河川等へ流したり地下浸透させないようにします。

殺虫剤、除草剤などの使用は、必要最小限にとどめます。

## 事業者は

排水処理施設等の適正な維持管理を行い、法令の排水基準を遵守するとともに、さらに削減するように努めます。

排水規制の対象外であっても、諏訪湖や河川を汚すことのないように、排水は適切に処理します。

調理くずや食べ残しが出ないように調理を工夫し、調理くずなどが出ても堆肥化するなどし、下水道や側溝へ流さないようにします。

食用廃油を石けんやBDFなどのリサイクル資源とするようにします。

食器洗い、洗濯などには、環境への負荷の少ない石けんを使用するようにします。

雨水貯留タンクや雨水浸透ます、透水性舗装などの設置に努めます。

減農薬栽培や適肥栽培など、環境への負荷の少ない農業の推進に努めます。

諏訪湖や河川等の清掃活動に、積極的に協力します。

燃料や有害物質等が河川等へ流出したり、地下浸透したりすることのないように、地下タンクや配管の点検等をきめ細かく行います。

土壌汚染の未然防止のため、自主的に調査を行い、人の健康や生活環境への被害防止に努め、工場からの用途変更時は、汚染土壌の浄化をします。



諏訪湖浮遊物の片付け



## 基本目標 1 すがすがしいまちづくり

さわやかな空気、清らかな水に象徴される安全で健康的な生活環境の確保に努めます。

### 個別目標 3 まちの静けさ

## 環境特性と課題

騒音は、人の感覚に直接影響を与える感覚公害の一つで、日常生活の快適さをそこなうことから問題となることが多くあります。

法令で定められた機械設備を有する工場等については、規制基準が定められていますが、住宅と工場等が混在している地域では、騒音苦情が寄せられることもあります。そのため、騒音防止に対する事業者の一層の努力が求められています。

また、最近では、規制対象外の騒音や近隣騒音・低周波騒音・用途地域外の騒音に関する苦情も寄せられていることから、隣近所に騒音で迷惑をかけないように市民一人ひとりが配慮することが必要です。

ことに、地域のシンボルとして大切にし、将来に残したい音風景を選定した環境省の「日本の音風景100選」に、塩嶺の小鳥のさえずりが選ばれており、その保全と音に対する意識啓発を進めていくことも課題となっています。

自動車交通騒音については、毎年、高速道路や主要幹線道路を対象に、測定を行っています。その結果を見ると、ほとんどの測定地点は法令で定める自動車騒音の限度(要請限度)内であるものの、半数近くの測定地点は環境基準を超過しており、国道、県道の一部で施工されている排水性舗装、信号機系統化などの対策の検討が必要になってきています。

感覚公害の一つである振動については、工場や建設作業、道路交通から発生することが一般的です。ここ数年は、道路舗装の段差による道路交通振動の苦情が若干寄せられています。

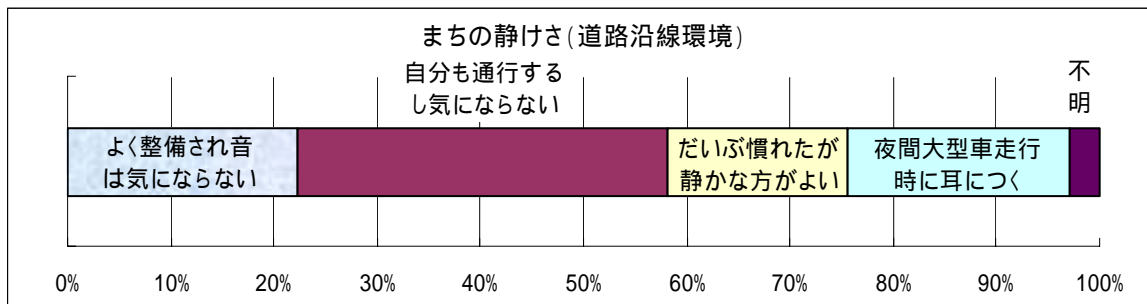


図-9 市民アンケート調査の「道路沿線の環境はどうか」という問いに対して得られた回答です。

## 施策

### 騒音・振動の防止

騒音・振動の実態を正しく把握するため、測定調査の充実を図ります。

騒音・振動の発生源となっている工場等に対して、機械設備の適切な維持管理と対策を行うよう、指導と監視を行います。

工場等の新築・増築建築確認申請及び機械の増設時等に、騒音・振動の影響が危惧される場合には、計画の段階で対策を行うよう指導に努めます。

住工混在地区では、産業育成等の施策と連携しながら、騒音・振動公害の防止に努めます。

建設作業に伴う騒音・振動を防止するため、適切な指導と監視を行います。

生活騒音の防止を図るため、啓発活動を行い、騒音に関する市民意識の高揚を図ります。

音風景100選の塩嶺小鳥のさえずりを、いつまでも楽しむことができるように、周辺を含め音環境の保全を推進します。

交通騒音・振動の防止に資するよう、徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進などにより、自動車交通総量の抑制に努めます。

信号機系統化、立体交差、バイパスなど道路網の体系的整備による、自動車交通の分散や円滑化を図り、騒音軽減効果もある排水性舗装を関係機関に働きかけ、交通騒音・振動の防止に努めます。

都市計画用途地域指定に沿った土地利用になるよう誘導することにより、幹線道路からの交通騒音・振動の未然防止に努めます。

高速道路等の交通騒音対策として、遮音壁の設置等を関係機関に働きかけます。

路面の段差等の解消に努め、振動の防止を図ります。

## 配慮行動の指針

### 市民は

テレビやステレオ、楽器等の音量が近隣の迷惑にならないように気をつけます。

風呂釜のボイラーやエアコンなどは、低騒音型の機種を選ぶようにするとともに、近隣に影響の少ない場所に設置します。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えます。

自動車のアイドリングは、必要最小限に抑えます。

クラクションやマフラー音を大きくするような自動車等の改造はしません。

飼い犬をしっかりとつけるとともに、規則正しい食事と散歩をさせ、ストレスによる鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにします。

### 事業者は

機械設備の適切な維持管理と対策を行い、騒音・振動の発生を防止します。

空調機の室外機や送風機等は、近隣に影響の少ない場所に設置します。

建設作業に際しては、あらかじめ周辺住民の理解を得るように努めるとともに、騒音・振動の発生が少ない機械や工事方法を採用します。

営業騒音の削減に努めます。

トラックの出入りやアイドリング、荷物の積み降ろしの音が近隣の迷惑とならないように気をつけます。

物資輸送の共同化、集約化等に努め、自動車利用の合理化を図ります。

農業用のすずめ脅しは、使用場所や使用時間に十分気を配ります。

## 基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

### 個別目標 4 緑との親しみ

#### 環境特性と課題

本市は、市街地を取り囲んでいる山地、丘陵部にカラマツ、アカマツ等の森林が広がっており、緑の環境に恵まれています。森林は、大気浄化、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、防災、景観の形成など環境資源として多様な機能、役割を持っており、これらに配慮しながら、適切に保全するとともに、人と自然とのふれあいの場として有効に活用していく必要があります。

宅地化の進展や農業後継者不足の問題などから、本市における農地面積は減少傾向にあります。農地は、食糧生産の場として重要であることはもちろん、緑地空間や雨水の地下浸透などに果たす役割も持っており、これらを踏まえ適切に維持していくとともに、農地としての利用を促進する必要があります。

市街地に残されている古木や樹林は、人々にやすらぎを与え、緑との親しみを感じさせる貴重な財産です。地域の皆さんの理解と協力の下に、これらの保全を図る必要があります。

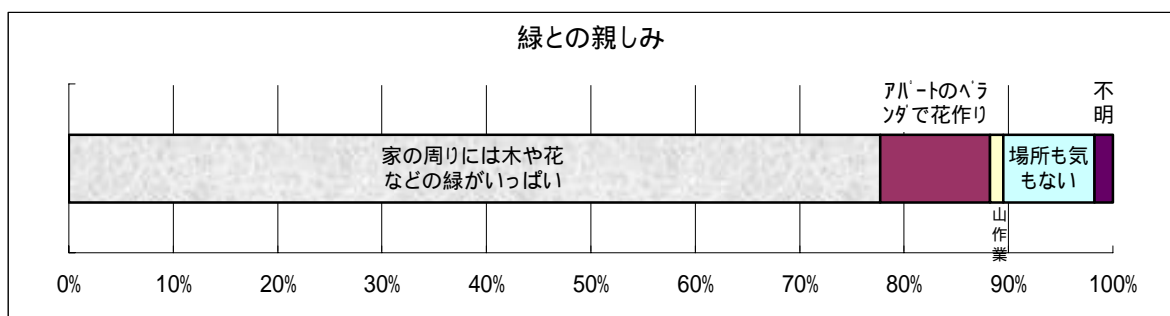


図-10 市民アンケート調査の「お宅の緑化の状況はどうか」という問いに対して得られた回答です。

#### 施策

##### 森林の保全・活用

除間伐の施行による、森林の適正な管理に努め緑の育成を図ります。

みどりのリサイクルの推進に向け、間伐材のチップ化やペレット燃料等有効利用を促進し、最終的には土壌に還元するよう努めます。

「水源の森百選」に認定された横川山の健全な森林育成を推進します。

自然環境に配慮しながら、森林を市民の憩いの場や自然体験の場としての活用できるよう整備に努めます。

開発事業等にあたっては、関係法令に基づき環境影響評価を実施するなど、環境への配慮が適切になされるよう、事業者に働きかけます。

## 農地の保全・活用

農用地の利用集積を図るとともに、景観植物や農作物の栽培を行う団体等を支援し、遊休農地の有効活用を推進します。

市民農園事業により、遊休農地の拡大を防止するとともに、市民が緑に親しむ機会を設けます。

## 市街地の樹木の保全

市街地にある古木や樹林を、まちの歴史を物語る貴重な財産として保全するよう、市民意識の高揚を図ります。

古木や樹林を、保全する地域の自主的な活動の促進に努めます。

## 配慮行動の指針

### 市民は

森林や農地の果たす大切な役割を認識し、その保全に協力するとともに、自然に親しむ活動に積極的に参加します。

生け垣づくりや庭木の植樹に努めるとともに、敷地内の緑を適切に維持管理します。

地域の古木や樹林を保全する活動に、積極的に参加します。

### 事業者は

所有地内の緑化の推進に努めます。

開発事業等においては、自然環境の保全に配慮し、可能な限り緑地として復元します。

## 基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

### 個別目標 5 水辺との親しみ

## 環境特性と課題

水とそれを取り巻く環境は、市民生活や産業活動を支えるとともに、私たちに潤いとやすらぎをもたらす大切な自然資源です。

“泳げる諏訪湖をめざして”の諏訪湖浄化は、市民の大きな願いです。

本市は、これまでに関係機関と連携・協力し、諏訪湖浄化対策はもちろん、横河川ラブリバー事業、諏訪湖水辺再生事業等を推進し、潤いのある水辺空間の創造に努めてきました。今後も、よりいっそう良好な水辺環境の保全・創出を推進していく必要があります。

水辺は、ワカサギなどの産卵場、コハクチョウに代表される鳥類の生息、水質浄化に役立っているヨシや水草の繁殖など、水生生物が生息・生育する重要な場所でもあります。水辺環境の保全と同時に、水生生物を保護していくことが大切な課題となっています。

## 施策

### 水辺環境の保全・創出

県の「水環境保全総合計画」「諏訪湖水質保全計画」に基づき、関係機関と連携しながら、良好な水辺環境を保全・創出します。

親水性に配慮した護岸改修や水辺広場の整備などを、まちづくりと一体となって進めます。

諏訪湖や河川の清掃美化活動を促進します。

### 水生生物の保護

良好な水辺環境の維持、再生に努め、水生生物の保護を図ります。

生態系に配慮した水辺環境づくりを進めます。

河川改修等においては、水生生物の生息・生育にできるだけ配慮します。

## 配慮行動の指針

### 市民は

水辺の状態や水生生物を観察するなど、水辺の環境に関心を高めます。

生態系に配慮した水辺づくりに参加、協力します。

水辺やその周辺の緑地の維持管理に協力します。

生活排水を適正に処理し、親水性の向上に役立てます。

諏訪湖や河川の清掃美化活動に、積極的に参加します。

水辺にごみを残したり、汚したりしないようにします。

### 事業者は

工場等の排水を適正に処理し、親水性の向上に役立てます。

諏訪湖や河川の清掃美化活動に、積極的に協力します。



岡谷子どもエコクラブ水生生物観察会

## 基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

### 個別目標 6 野生生物との親しみ

## 環境特性と課題

本市は、山地・丘陵部の豊かな緑と諏訪湖、天竜川、横河川などの水環境に恵まれており、そこには、獣、鳥、魚、昆虫、植物など多種多様な生物が生息しています。これらのなかには、国の天然記念物に指定された貴重な生物も確認されています。

塩嶺地域においては、野鳥が大変多いことから、昭和29年より「塩嶺小鳥バス」の運行が開始され、昭和44年には、県の「小鳥の森」の指定を受け、平成8年には、環境省の「日本の音風景100選」に認定されています。また、諏訪湖畔には冬期間コハクチョウが飛来し越冬、多数のカモ類とともに羽を休める姿が見られます。これらの地域には、市民ばかりでなく、全国各地より愛鳥家が集まり、野鳥とのふれあいを楽しんでいます。

諏訪湖、天竜川は、コイ、フナ、ワカサギなどの絶好の釣り場となっています。釣りは、野生生物の捕獲ではありますが、人が自然から受ける恵みでもあり、この恵みを将来の世代へ引き継いでいくことが大切です。

本市の恵まれた自然は、野生生物の生息の場所、また、人と野生生物とのふれあいの場所として有効利用されていますが、なお一層生態系に配慮した野生生物の生息場所とそのネットワークづくりが必要となっています。また、まちの都市化を推進するにあたっては、生態系の保護に努め、野生生物と共生できる環境を考えながら、都市と自然環境との調和を図ることが必要です。

平成17年には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、侵略的な外来生物の飼育・販売などは規制されています。

## 施策

### 生息環境の保護・整備

野生生物に関する正しい知識の普及と、保護意識の啓発を図ります。



市民との協働により、貴重な野生生物の生育に関する情報の収集に努めます。


多様な野生生物が生息できるよう、自然環境の保全に努めます。

開発事業等に当たっては、希少な野生生物の生育環境に配慮します。

野生生物の保護のため、照明の過剰な使用の自粛を促進します。

**指標 2 小鳥バス参加者数**

平成16年度 572人

方向性 

## 配慮行動の指針

### 市民は

野生生物の保護に努めます。

野生生物の生息場所として重要な、緑地の保護・管理に協力します。

在来の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある、外来の動植物は、「入れない、捨てない、拡げない」ようにし、生物の多様性を保全するため、ブラックバスやアレチウリなどの駆除に努めます。

自然の恵みの大切さを認識して、釣りや猟を行います。鉛の使用は自粛し、釣り針の放置はしません。

傷ついた野生生物の保護に協力します。

### 事業者は

野生生物の生態系の維持に資するよう、森林や農地の保全に努めます。

野生生物の生息環境を確保するため、植樹等の推進を図り、地域の自然性の回復に努めます。

傷ついた野生生物の保護に協力します。

野生生物の保護のため、照明の過剰な使用を自粛します。

## 基本目標 2 自然とふれあえるまちづくり

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

### 個別目標 7 自然景観との親しみ

## 環境特性と課題

本市の自然景観は、市街地から遠望する周辺の山並みであり、高山性の低木が連なり、特徴的な動植物が生息し、貴重な景観資源として存在しています。山頂などの眺望のよい場所からは、遠く富士山や八ヶ岳、アルプスなどを望むことができ、また、諏訪湖や市街地を含む眼下の景観は、他に類のないものであり、眺望ポイントとしても大切に保存すべき場所です。

このような豊かな自然景観も、一度失われると回復は極めて困難となるため、大切に保存していく必要があります。また、眺望のよい場所は、自然とのふれあいの場所でもあるので、可能な限り原形を残した整備にとどめる必要があります。

## 施策

### 自然景観の保全

「岡谷市都市計画マスタープラン」「岡谷市の景観形成ガイドプラン」を指針として、自然景観地域の保全に努めます。

市内に残存する樹林地、樹木等により形成される自然景観の保全を促進します。

市街地周辺の山々は、可能な限り自然植生への転換を促進し、四季の移り変わりを感じさせる自然景観の形成に努めます。

眺望ポイントについては、自然にふれあう場として周辺環境を大切にしながら、必要最小限の整備にとどめます。

## 配慮行動の指針

### 市民は

鉢伏山や横河川上流などの優れた自然景観を有している地域は、貴重な財産であることを認識し、その保全に協力します。

樹木・樹林・生け垣等の保全と管理に努めます。

## 事業者は

開発事業等にあたっては、自然景観に配慮し、周辺環境との調和を図ります。

## 基本目標 3 物を大切に作る循環型まちづくり

3Rの推進、また、資源・エネルギーの有効活用に努めます。

### 個別目標 8 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

## 環境特性と課題

ごみの発生量は、経済活動の進展、ライフスタイルの変化などにより増加傾向を示すことが一般的であり、また、その種類も多様化してきます。本市の家庭から排出されるごみの量は、平成5年度に指定袋制を導入し、可燃ごみは約20%、不燃ごみは約半分に減少しました。その後、可燃ごみは増加傾向、不燃ごみは減少傾向にあります。

また、資源物の回収量は、増加傾向を示しています。

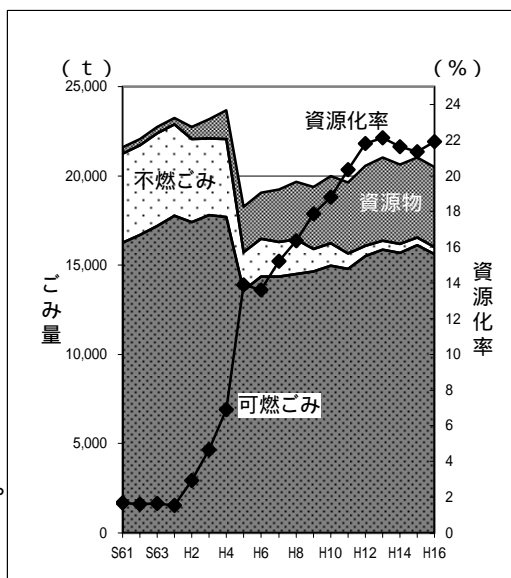


図 - 1 1 ごみの量と資源物回収量の推移

ごみの発生抑制と処理対策は、快適な市民生活や環境保全の推進の上で重要な課題となっています。

そのため、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を進めるように、今まで以上に啓発活動に取り組み、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直すとともに、物を大切に、資源を循環させる仕組みづくりを促進していく必要があります。そして、循環型社会をめざして、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら、ごみの発生抑制と再資源化に積極的に取り組んでいくことが求められています。

本市のごみの処理施設としては、日量80トンの処理能力を持つ焼却施設と再構築された最終処分場があり、現在、適正なごみ収集及び処理を行っています。

今後、「湖周ごみ処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ないごみ処理システムの構築と広域ごみ焼却施設の整備を検討していきます。

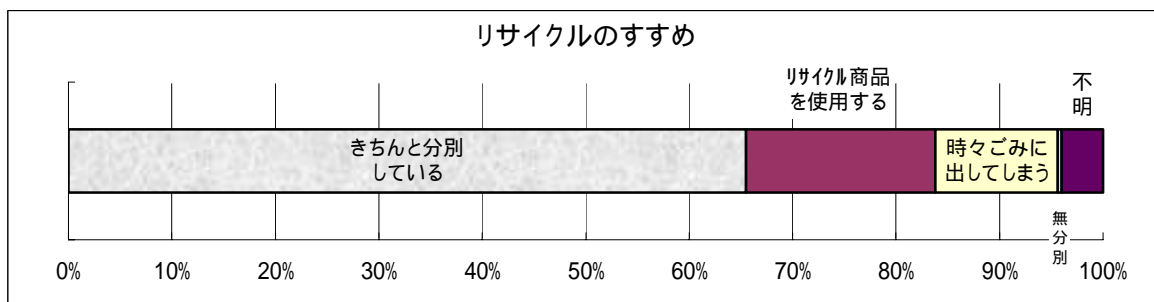


図 - 1 2 市民アンケート調査の「リサイクルをしていますか」という問いに対して得られた回答です。

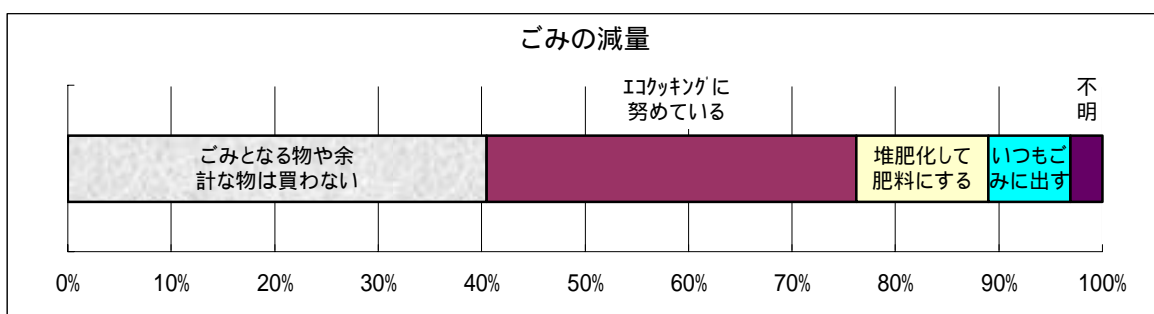


図 - 1 3 市民アンケート調査の「ごみの発生量を減らす工夫をしていますか」という問いに対して得られた回答です。

## 施策

### 3Rの推進

リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの必要性について、意識の高揚を図ります。

生産、流通、販売、消費の各段階でごみ減量が推進されるよう、各主体の連携と取り組みを促進します。

ごみが発生しないような仕組みや環境に配慮した生活様式の確立を促進します。

リサイクルに関連した地域活動を促進し、分別回収等を推進・拡大して、市内の資源回収の充実を図ります。

ごみや資源物の分別方法・回収方法などを、岡谷エコフェスティバル・出前講座等により周知するとともに、適切に情報を提供します。

生ごみや落ち葉等のコンポスト・生ごみ処理器（堆肥化）による、資源化を促進します。

公共施設における、生ごみの資源化を促進します。

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充にあわせ、収集体制や施設の整備について検討します。

廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、「湖周ごみ処理基本計画」に基づき広域的な取り組みを進めます。

指標3 <b>ごみ排出量・資源化率</b>				
可燃ごみ	平成16年度	15,632トン	平成21年度目標	13,510トン
不燃ごみ		365トン		203トン
資源物		4,492トン		4,458トン
計		20,489トン		18,171トン
資源化率		21.0%		24.0%

## 配慮行動の指針

### 市民は

日常生活において、常に「3Rの精神」に努めます。

生ごみなどの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫などエコクッキングに努めます。

補助制度を利用するなど、生ごみの堆肥化に努めます。

ごみや資源物の分別方法や回収方法などの情報提供、周知に協力します。

マイバッグ運動の推進により、ごみとなるようなものは家庭に持ち込まないように努めます。

過剰包装品や使い捨て製品の消費・使用を自粛します。

電気製品、家具、日用品などは修理修繕を行い、より長く使用します。

分別回収等の資源物回収や、サンデーリサイクルに努めます。

販売店の食品トレイ、ペットボトルなどの回収や自動販売機の回収ボックスによる回収に協力します。

粗大ごみ等が発生した場合には適正に処理し、不法投棄は絶対にしません。

不用品交換などによる、物品の有効活用を心がけます。

物品購入にあたっては、再生資源利用製品を選択します。

### 事業者は

ごみになる容器の使用を少なくします。

事業所や商店街での資源物の分別排出・回収を進めます。

ごみや資源物の分別方法や回収方法などの情報提供、周知に協力します。

リサイクルの方法などが分かりやすい商品表示の工夫を進めます。

自社製品や販売品の自主回収システムを拡充し、リサイクル・適正処理に努めます。

再生利用が可能な製品、長期間使用できる製品をつくります。

製品の詰め替え利用、梱包・包装材の簡素化や再使用・再生利用を進めます。

過剰包装品や使い捨て製品の製造、販売、消費、使用を自粛します。

生ごみの堆肥化など、事業活動に伴って発生するごみのリサイクルに努めます。

産業廃棄物の発生抑制に努めます。発生した産業廃棄物は、適正な回収と処理を行います。

製品の修理などアフターサービスの充実に努めます。

再生資源利用製品を積極的に購入、利用します。



サンデーリサイクルデーでの資源物回収

## 基本目標 3 物を大切に作る循環型まちづくり

3Rの推進、また、資源・エネルギーの有効活用に努めます。

### 個別目標 9 資源とエネルギーの大切さ

#### 環境特性と課題

本市における電力・ガス等のエネルギー使用量は、ゆるやかな増加傾向を示しており、今後の都市化の進展や利便性の追求にともなって、エネルギー消費の増大が見込まれています。

快適で利便性の高い生活は、様々な資源やエネルギーを大量に消費する上に成り立っています。このような生活様式は、化石燃料等の地球資源の枯渇問題、地球温暖化問題などを引き起こしており、将来にわたって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築が強く求められています。

そのためには、省資源、省エネルギーに関する啓発活動、太陽光、風力、水力、バイオマスなど新エネルギー等の利用促進に取り組んでいかなければなりません。

特に、自動車の普及がもたらした様々な問題の解決に向けて、できるだけ歩くか、自転車や公共交通機関を利用することによって、自家用自動車の利用を控えたり、無用なアイドリングをやめるなどエコドライブの促進を一層図る必要があります。

また、そのための歩道の整備や自転車駐車場の設置など、歩行や自転車利用がしやすい環境を整える必要があります。あわせて、放置自転車の排除対策を進め、歩行者や自転車の通行を阻害しないような配慮を考えることも大切です。

水は生命の源といわれ、日常生活や産業活動を支える大切な資源です。特に本市においては、上水道水源の約80%を地下水に依存していることもあり、地下水の保全と適切な利用は重要な課題となっており、水の循環利用も含めて、検討を深める必要があります。



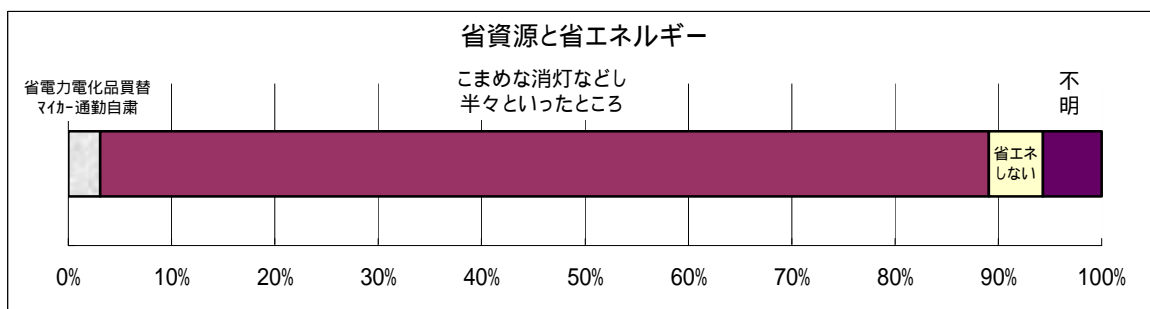


図 - 1 4 市民アンケート調査の「どのように省資源・省エネをしていますか」という問いに対して得られた回答です。

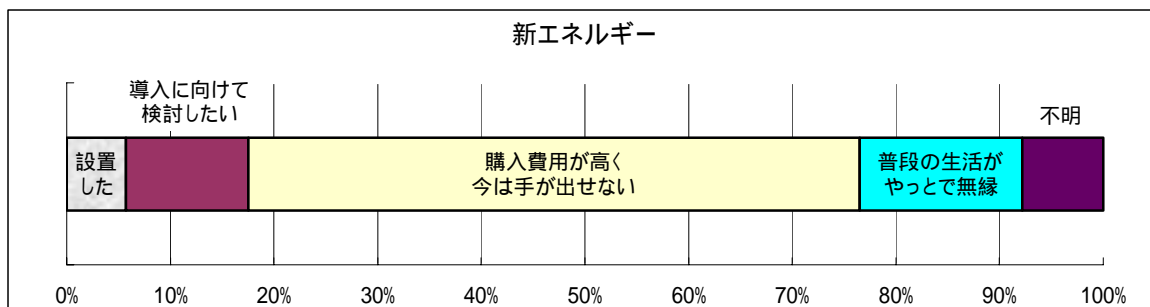


図 - 1 5 市民アンケート調査の「新エネルギーの導入についてどう思いますか」という問いに対して得られた回答です。

## 施策

### 省資源・省エネルギー対策

生活の工夫や省エネルギー型製品の利用などの啓発に努め、エネルギーの使用の抑制を図ります。

太陽光、風力、水力、バイオマスなど、化石燃料に頼らない新エネルギー利用の促進に努めます。

廃品の再利用やリサイクル活動などの実践活動を促進します。

「環境家計簿」の普及や「グリーンコンシューマー」の育成に努めます。

食用廃油は捨てず、石けん材料やBDFなどのリサイクルに努めます。

グリーンコンシューマー...環境に良い商品を購入する意識の高い消費者、環境に良い企業行動を監視する消費者。

### 歩行・公共交通機関の利用促進

歩行や自転車利用がしやすいように、歩道の整備等に努めます。

化石燃料の使用量削減のため、徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにより、自家用自動車の使用を控えるように呼びかけます。

通勤・通学に公共交通機関を利用しやすいように、路線バスや市民バスの運行の確保に努めます。

## 水資源の保全

保水力を維持するため、森林や農地等の適切な維持管理を推進します。

道路や駐車場などにおける雨水の地下浸透を促進し、地下水のかん養に努めます。

公共施設や住宅に雨水貯留タンクの設置を促進し、雨水利用を啓発します。

工場等の地下水汚染防止対策や、地下水利用者に対して地下水位の低下を防止するため、適切な利用を働きかけます。

## 配慮行動の指針

### 市民は

住宅の新築、改築時などには、断熱材の効果的な利用などの省エネルギー化を図るとともに、新エネルギー等の利用に努め、環境に配慮した住居づくりを進めます。

家電製品などの購入の際は、省エネルギー、省資源に配慮したものを選びます。

冷暖房温度の適正化、不要な照明や家電品は電源を切るなど省エネルギー型のライフスタイルを実践します。

環境家計簿の利用促進により、電気・ガス・水道水・灯油・ガソリンなどの消費量を把握し、その節減に努めます。

通勤・通学や買い物の際は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、自家用自動車の使用を控えます。

敷地内に緑地や土の面を確保したり、雨水浸透ますの設置に努めるなど、雨水の地下浸透を図ります。

風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、水を有効に利用します。

散水や洗車などには、雨水貯留施設を利用します。

### 事業者は

生産、流通、サービスなど事業活動の各段階で、新エネルギーの有効活用やエネルギーの利用効率の改善を進めます。

環境にやさしい商品・材料を積極的に取り扱うとともに、省資源型・省エネルギー型の製品を利用します。

すべての部門で省エネルギーを推進するため、ESCO 事業( 1 )の導入やISO14000

シリーズ、エコアクションに積極的に取り組みます。

1 ESCO事業...ビルや工場などの建物の省エネルギー診断等、省エネルギーに関する包括的なサービスを

ESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業のこと。

省エネルギー診断を受けるなど、事務所・生産ラインなどすべての部門で省エネルギーを推進します。

省資源型・省エネルギー型の建物を取り入れるよう努めます。

省エネルギー型のオフィススタイルの実践に努めます。

省エネルギー住宅や省エネルギー住宅機器等の情報提供を行います。

照明や冷暖房機器、OA機器などの無駄な使用を控え、こまめに電源を切ります。

大規模な施設や店舗には、自転車駐車を設置します。

従業員に対し、自動車の使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼びかけ社用自転車を配備します。

生産工程において、一度利用した水の再利用を工夫します。

敷地内に緑地や土の面を確保したり、雨水浸透ますの設置や透水性舗装に努めるなど、雨水の地下浸透を図ります。

地下水汚染防止対策や地下水の利用にあたっては、地下水位の低下に配慮し、適切に利用します。

散水や洗車などには、雨水貯留施設を利用します。



公共施設での太陽光発電システムの設置（みなと保育園）

## 基本目標 4 美しさと潤いのあるまちづくり

経済性、利便性の追求だけでなく、環境に十分配慮した快適で潤いのあるまちづくりに努めます。

### 個別目標 10 まちの美しさ・潤い

#### 環境特性と課題

近年、市民生活においては「物の豊かさ」から「心の豊かさ」が求められる時代になっています。これに応じ、都市の形成、都市基盤の整備においても、より潤いのある快適な都市環境づくりが求められています。

こうしたなかで、本市では文化施設の整備をはじめ、市街地再開発事業等の都市計画事業などを進め、優れた景観の形成に努めてきました。今後、地域都市圏の拠点都市として人々の交流を促進するためにも、さらに質の高い都市環境の整備・創出、また、文化の香り高い景観に配慮した都市空間の形成が必要となってきています。

さらに、都市の潤いを演出するためには、緑の創出や親水性の確保が重要な要素となるため、公共施設をはじめ、道路や民有地等の緑化を推進し、花や緑に包まれた美しい都市を形成していくとともに、諏訪湖や天竜川など恵まれた水環境とのネットワークの形成を図ることが必要です。

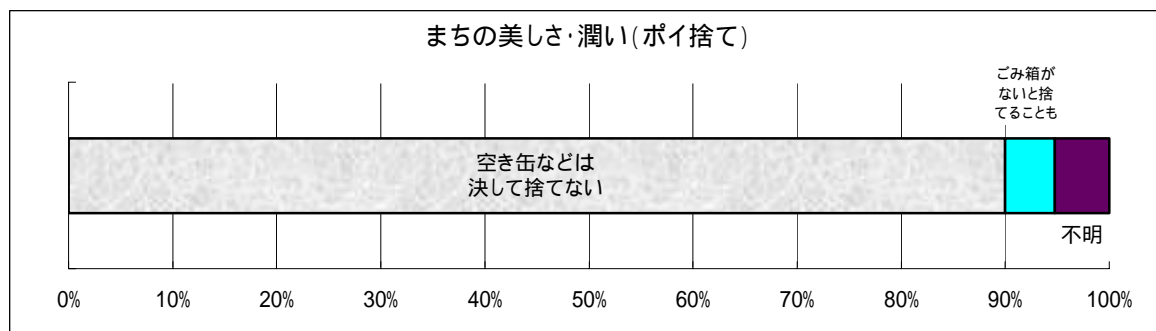


図 - 16 市民アンケート調査の「あなたはポイ捨てをしてしまうことがありますか」という問いに対して得られた回答です。

#### 施策

##### 環境に配慮した都市景観の形成

市民の理解と協力を得ながら、建物や景観形成等の住民協定締結を促進し、周辺環境に配慮した、美しいまち並みの形成を図ります。

道路や橋梁等都市施設の整備にあたっては、その地区の個性に応じたまち並みを形成するよう、デザイン等に配慮します。

ランドマークとなる公共施設の整備にあたっては、周辺環境と調和するよう、施設デザインに配慮します。

「岡谷市都市計画マスタープラン」「岡谷市の景観形成ガイドプラン」を指針として、優れた都市景観の保全と創造に取り組みます。

屋外広告物の制限等、美観の確保を図ります。

光害について啓発し、星空を楽しむことができるように、照明の不適切または過剰な使用の自粛を促進します。

市民の環境美化意識の高揚を図るとともに、市民等による道路、公園等における環境美化活動の支援に努めます。

不法投棄を防止するため、啓発活動の一層の推進を図ります。

## 都市緑化の推進

都市緑化の総合的な推進を図るため、「岡谷市緑の基本計画」に基づいて、公園緑地の整備に努めます。また、緑化条例の制定に取り組みます。

岡谷市みどりを愛する基金の充実、活用の検討を進めます。

都市緑化推進の先導的な役割を果たすよう、公共施設の緑化を推進します。

都市計画道路などの街路樹等の整備を推進し、良好な沿道環境の形成に努めます。

商業地、事業所、工場等における敷地の緑化等、私有地緑化を促進します。

生け垣化や沿道の花壇づくり、指定樹木の保全等に対して助成制度の充実を図るなど、市民の自主的な緑化活動の支援に努めます。

緑道や河畔の散歩道等の整備を推進するなど、水と緑のネットワーク形成に努めます。

### 指標 4 諏訪湖一斉清掃ごみ回収量

ごみ回収量	平成16年度	1,680kg	方向性	↘
資源物量（空き缶・びんなど）		100kg	方向性	↘

## 配慮行動の指針

### 市民は

美しいまち並みの形成を図る上で住民が果たす役割について、認識を深めます。

住宅の建設にあたっては、地域特性や周辺環境との調和に配慮します。

空き缶・タバコの吸い殻などのポイ捨てはしません。

粗大ごみ等が発生した場合は適正に処理し、不法投棄は絶対にしません。

公園や行楽地では、ごみを持ち帰ります。

道路や公園などの清掃美化活動に参加します。

敷地の生け垣づくりや庭木の植樹、管理に努めます。

街路樹や地域の樹木の維持管理に協力します。

犬の糞は飼い主が必ず後始末をし、野良猫には、むやみに餌付けをしません。

### 事業者は

工場等の建物が、地域特性や周辺環境と調和するよう配慮します。

看板などの屋外広告物は、周囲の景観と調和したものにします。

違法なビラ・看板を設置しません。

星空を楽しむことができるように、夜間の過剰照明の自粛など光が上空に漏れないよう工夫します。

事業所周辺の美化活動を行うとともに、地域の清掃美化活動に協力します。

工場等の敷地の緑化を推進します。

街路樹や地域の樹木の維持管理に協力します。

## 基本目標 4 美しさと潤いのあるまちづくり

経済性、利便性の追求だけでなく、環境に十分配慮した快適で潤いのあるまちづくりに努めます。

### 個別目標 11 まちのゆとり

## 環境特性と課題

公園緑地は、市民の身近な憩いと安らぎの場、スポーツ・レクリエーションの場、また、近隣や広域的な交流の場、さらに、災害時における避難場所など多様な機能を有しています。なかには、野生生物の生息の場、また、人と野生生物とのふれあいの場として貴重な空間となっているところもあります。

本市の公園緑地は、総合公園など大規模な公園整備により、面積的には一定の水準にあります。市民生活により身近な憩いの場の充実が求められています。このため、身近な公園の整備充実を図るとともに、開設済みの公園についても、機能の充実や適切な維持管理を進めるなど、量的・質的な充実を図る必要があります。

本市には、国指定史跡梨久保遺跡をはじめ、古代の生活を今日に残す遺跡、史跡が各所に見られるとともに、製糸業のまちとして栄えたころの面影を残す明治・大正期の製糸関連の建物、旧中山道沿いの古いまち並みなどが残されています。

これらは、市民の生活環境の中に溶け込み、尊敬や親しみなど精神文化の遺産にもなっています。このような多くの歴史的・文化的遺産を活かした良好な生活環境の形成に努める必要があります。

## 施策

### 公園緑地の整備

地域の特性にあった緑豊かな潤いのあるまちづくりのため、公園緑地の確保に努めます。

市民が身近に利用できる公園緑地の整備を推進します。

市民の自主的、主体的な関わりによる公園緑地づくりに努めます。

水と緑のシンボルゾーンとしての特性を活かしながら、岡谷湖畔公園の整備を推進します。

## 歴史的・文化的特性の活用

地域の歴史的・文化的特性を活かした快適な環境の確保に努めます。

地域に埋もれている史跡・文化財、伝承を改めて見直し、周辺環境も含めて保全に努めます。

歴史的遺産のいっそうの活用を図り、歴史・文化にふれあえるまちをつくります。

## 配慮行動の指針

### 市民は

公園緑地の整備や維持管理に、自主的に参加します。

歴史的遺産とその周辺環境の保全意識を高め、その保全活動に参加します。

地域に埋もれた文化財、伝承などについて情報を提供するとともに、その保全に協力します。

### 事業者は

公園緑地の整備や維持管理に、自主的に協力します。

歴史的遺産とその周辺環境の保全意識を高め、その保全活動に協力します。

地域に埋もれた文化財、伝承などについては、地域の貴重な財産として保全に協力します。



鶴峰公園



## 基本目標 5 地球環境の保全

地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献します。

### 個別目標 12 地域での取り組みの推進

## 環境特性と課題

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等、地球環境問題の原因となっています。

地球環境問題は、すべての生物の生存基盤であるかけがえのない地球環境にまで影響を及ぼす、世界共通の深刻な問題です。しかも、将来の世代にまで影響を与えることが懸念されています。なお、京都議定書はロシアが批准したことにより、平成17年2月に発効し、各国のより一層の取り組みが求められています。

本市においては、アイドリング・ストップなどエコドライブ運動の推進、環境家計簿の普及などの啓発活動を行っています。今後は、日常生活や通常の事業活動において、地球環境を考える視点から可能な取り組みをさらに推進し、地域における環境保全活動を通じて地球環境の保全に貢献することが必要です。

## 施策

### 地球温暖化防止対策の推進

二酸化炭素など温室効果ガスの発生抑止のため、省エネルギーの取り組みや、新エネルギー等の利用の促進に努めます。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、化石燃料の消費を抑え、温室効果ガスの発生を抑制するよう呼びかけます。

ハイブリッド車、LPガス車など、より低公害な自動車の普及に努めます。

アイドリング・ストップなど、エコドライブ運動の推進を図ります。

「環境家計簿」の普及や「グリーンコンシューマー」の育成に努めます。

ISO14000シリーズ取得企業に対し、補助をします。

指標 5	<b>太陽光発電設置延べ件数</b>			
	平成16年度	260基	平成21年度目標	410基
	<b>雨水タンク設置延べ件数</b>			
	平成16年度	44基	平成21年度目標	120基

## オゾン層保護対策の推進

関係機関と連携し、製造業におけるフロンなどの使用削減を働きかけます。

## 酸性雨対策の推進

酸性雨の実態調査の充実や、酸性雨発生の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出の抑制対策を推進するよう、関係機関に働きかけます。

## 配慮行動の指針

### 市民は

エコマーク商品など環境にやさしい商品を買います。

買い物袋を持参したり、過剰包装は断るなど、環境に配慮した買い方をします。

電気・ガス・水道水・灯油・ガソリンなどの消費量を、環境家計簿などにより把握し、その節減に努めます。

物を大切にするとともに、リサイクルを徹底します。

資源となるものは分別し、ごみを正しく出します。

ハイブリッド車など、より低公害な自動車の導入に努めます。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、自家用自動車の使用を控えます。

自動車を使う場合は、相乗りをしたり荷物の積み過ぎをしないなど、効率よく使います。

アイドリング・ストップなどエコドライブ運動に積極的に取り組みます。

地球環境問題への理解を深めるため、出前講座などを活用して自主的に学習します。

地域や団体等の環境保全活動に積極的に参加します。

## 事業者は

エコマーク商品など環境にやさしい商品の購入と、その使用拡大に努めます。

事業に必要な原材料なども、再生資源など環境にやさしいものを購入します。

環境への負荷の少ない省エネルギー型の機器の導入に努めます。

環境への負荷の少ない新エネルギー等の利用に努めます。

代替フロンなどの適正な処理と、使用削減に努めます。

製品づくりに際しては、その製品の使用時やごみとして捨てられるときに、環境への負荷が少なくなるように工夫します。

環境にやさしい商品の販売に努めます。

過剰包装はしません。

環境に配慮して建物・施設の維持管理に努めます。

用紙類等の使用量を削減します。

ハイブリッド車、LP ガス車など、より低公害な自動車の計画的な導入に努めます。

自動車を使う場合は、相乗りをしたり荷物の積み過ぎをしないなど、効率よく使います。

アイドリング・ストップなどエコドライブ運動に積極的に取り組みます。

廃棄物のリデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進に努めます。

環境部門の組織体制の充実を図ります。

出前講座などを活用して従業員の環境教育を推進します。

ISO14000 シリーズ・エコアクションなどに、積極的に取り組みます。

## 基本目標 6 市民総参加による環境保全

市民一人ひとりが環境の現状を認識し、環境の保全に対する知識を身につけ、自主的な活動を推進します。

### 個別目標 13 自発的活動の推進

## 環境特性と課題

今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するところが多く、その解決に向けて、市民及び事業者が、環境の保全についてそれぞれの責務を認識し、自主的かつ積極的な取り組みを展開していただくことが重要です。

「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」も制定されています。このことは、この計画に掲げた目標を達成するための共通の課題でもあります。

本市においては、諏訪湖及び河川の一斉清掃などの環境美化活動や資源物の分別回収、食用廃油・紙パックの回収等に多くの皆さんが取り組んでいます。また、環境問題に関する講演会や自然観察会、イベント等が開催されているほか、学校では総合的な学習の時間などで環境教育も着実に行われており、市民及び事業者の環境に関する意識は、年々高まってきています。

今後も、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するために必要な知識を身につけ、環境に配慮した積極的な行動がとれるように、環境に関する情報の提供に努めるとともに、あらゆる場における環境教育・学習を推進することが必要です。

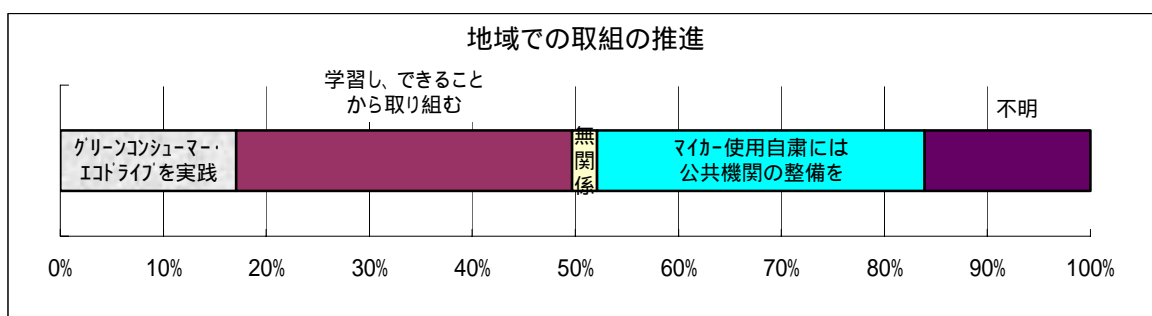


図 - 17 市民アンケート調査の「地球環境保全のためにあなたはどのようにしていますか」という問いに対して得られた回答です。

## 自発的活動の推進

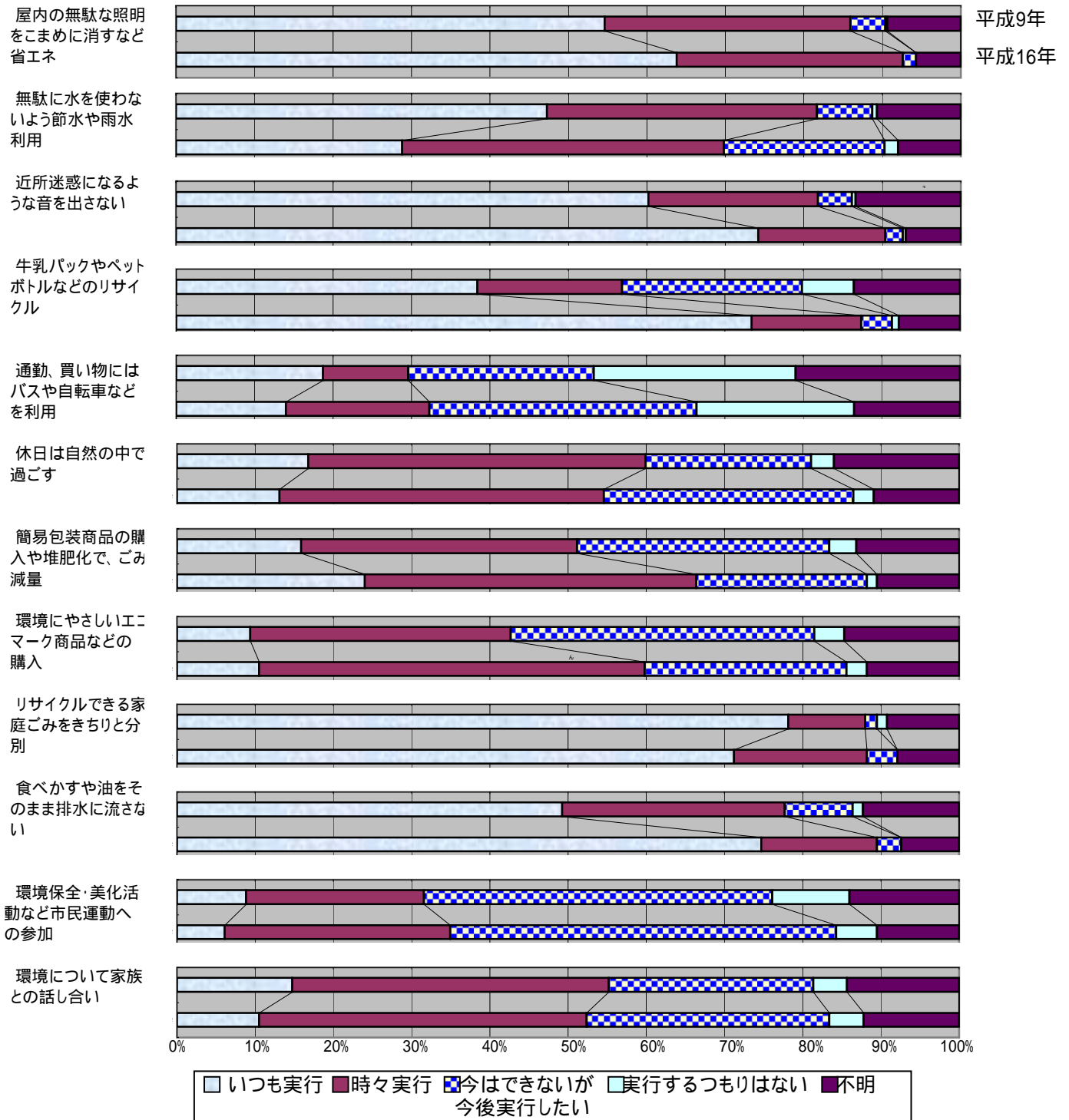


図 - 18 平成9年、16年に実施した市民アンケート調査の「環境保全のために日頃どのようなことを心がけていますか」という問いに対して得られた回答の比較グラフです。前回アンケートに比べ 節電 牛乳パック・ペットボトルのリサイクルの取り組みが進んでいる一方、節水 休日自然の中で過ごす 家族内での環境の話し合いが減少しており、コミュニケーション欠如や社会の忙しさなどが反映されている。

## 施策

### 環境教育・学習の推進

環境に関する講座・教室等の充実を図り、市民及び事業者に対して学習の場の提供を推進します。

学校における環境教育・学習のいっそうの推進を要請するとともに、支援に努めます。

幼児期や家庭における環境教育の大切さを啓発し、その促進に努めます。

地域の各種団体等に対して、地球温暖化防止推進員との連携や、出前講座等を活用した環境学習に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、支援に努めます。

こどもエコクラブ、みどりの少年団などの育成・支援に努めます。

環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。

### 環境情報の提供

環境情報の積極的な収集と体系的整備に努めます。

環境に関する情報を広報やホームページに掲載するなど、広報活動の充実を図ります。

ケーブルテレビやインターネット等を活用した環境情報の提供に努めます。

市民及び事業者の環境保全に関する知識の普及を図るため、イベントの開催等啓発活動を推進します。

事業所などの環境情報交流の場やホームページを設け、先進事例の普及に努めます。

### 市民総参加による活動の推進


環境施策の推進にあたっては、市民等の意見の反映に努めます。

行政・市民・事業者などあらゆる主体が自発的に協力して、環境保全活動を推進できるような仕組みづくりを検討し、ごみ減量等市民会議（エコライフ岡谷）など市民組織の支援・育成に努めます。

地域住民や市民団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、その育成・支援に努めます。

環境にやさしいライフスタイルの確立を目指すため、具体的な取り組みの普及を図ります。

事業者が自発的に行う、事業活動における環境への負荷を低減させる取り組みの支援に努めます。

指標 6	諏訪湖一斉清掃参加者数	
平成16年度	6,600人	方向性 

## 配慮行動の指針

### 市民は

市民一人ひとりが「環境人」として行動し、その「環」(わ)を広げていきます。

環境人...環境問題を正しく認識し、積極的に環境にやさしい生活の実践に取り組み、地域や地球

環境の保全に貢献する人

市などが開催する環境学習の場に積極的に参加し、知識を身につけます。

家庭において環境問題を話題とし、家族みんなが関心を持って環境にやさしい行動ができるように努めます。

自然の大切さを学ぶため、自然観察やハイキングなど自然に親しむ活動をします。

身近な環境に関心を持ち、現況を把握するための調査活動に取り組みます。

地域で環境について学び、行動する機会をつくるように努めます。

地域や団体等の環境保全活動に、積極的に参加します。

### 事業者は

事業が総合的に環境に配慮したものとなるように、環境を管理・監査するしくみ(環境マネジメントシステム)をつくります。

製品等のリサイクル方法や公害防止の取り組みなど、自ら行う環境保全活動に関して、情報提供やPR活動に努めます。

従業員の環境教育を進めます。

地域における環境保全活動に自主的かつ積極的な協力をします。

## 第5章 計画の推進のために

環境基本計画が掲げる望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」の実現をめざし、6つの基本目標を達成するためには、この計画が着実に推進されるようなしくみを整備して、計画の実効性を確保することが大切です。

市は、国、県等の関係行政機関、近隣自治体はもちろん、市民、事業者、民間団体など各方面の理解と協力のもとに、市民総参加による協働と連携を図りながら、以下に示す組織あるいは取り組みなどを通じて、計画の着実な推進を図っていく必要があります。

### Section 1 . 推進体制等

#### 1 庁内の推進体制

本計画を推進していくための庁内体制として、市助役を委員長とし、環境関係部課長を委員として構成する岡谷市環境保全推進委員会が大きな役割を担うこととなります。

同委員会は、岡谷市環境基本条例に基づき、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために設置されており、本計画に関することや環境施策の推進に関し必要なことなどを調査、研究及び審議します。同委員会を核として、施策の調整を図り、関係部課が連携して本計画の推進を図っていきます。

#### 2 関係行政機関等との連携

本計画に基づいて個別の施策を推進していく上では、関係行政機関等との連携が必要となる場合が多く想定されます。そのため、今まで以上に緊密な連絡をとり、情報交換を行い、協力して施策の推進を図ります。

特に、諏訪湖及び天竜川の水質浄化などは広域的な取り組みが必要であり、国や県、諏訪湖流域市町村などにより構成された幾つかの組織が既に活動しています。こうした既存の組織が十分に機能し、その役割を果たせるよう、連携を強固にし、積極的な対応を行います。



### 3 市民及び事業者の参加

本計画を推進するためには、市民及び事業者の自主的かつ積極的な協力と取り組みが不可欠です。そのため、本計画について、あらゆる機会を通じて周知し、計画内容の普及と浸透を図るとともに、「エコライフ岡谷市民の誓い事業」等を推進し、市民の具体的な取り組みの促進を図ります。

また、事業者が環境保全に果たす役割は重要であることから、自主的に行う環境に配慮した事業活動の支援に努めるなど、環境保全活動への積極的な参加、取り組みを働きかけます。

さらに、ごみの減量など広範な市民及び事業者等の参加が特に必要な課題については、各種団体等により構成されたごみ減量等を推進する市民組織の支援に努めるとともに、こうした組織と連携し、環境保全活動の促進を図ります。

## Section 2 . 計画の進行管理等

本計画に基づく環境施策の実施状況を定期的にとりまとめ、環境の保全に関する基本的事項について市長の諮問に応じて調査審議する岡谷市環境審議会へ報告して意見を求め、PDCA サイクル により計画の推進に活かします。

PDCA サイクル... Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検)、Action (見直し) という手順を繰り返すことにより、より高い目的や目標を達成していくシステム。

また、水質や大気等の測定結果や事業の取り組み状況など、岡谷市の環境の現況を積極的に明らかにし、市民及び事業者の環境への関心を高めるとともに、環境の現況を的確に把握することにより、施策の効果的な推進に役立てます。

市民にわかりやすい行動指標として、今回明示した指標目標の数値を定期的に表示し、目標達成に向けた進行管理を行うことにより市民の関心を高め、本市の環境向上につなげます。

なお、本計画期間は概ね5ヵ年を目途に、内容の見直しを行います。

## 用語の解説

### (あ行)

#### ISO14000 シリーズ

国際標準化機構 (ISO) が制定している環境マネジメントシステムと環境監査等に関する国際規格。

製品提供等の過程における環境保全についての統一基準を示しており、環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を3年ごとに継続することを盛り込んでいる。

#### アイドリング・ストップ

自動車の駐・停車時において不必要なエンジンの使用の中止を訴える運動で、環境省が環境にやさしい実践行動、国民運動として提唱。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

#### アオコ

植物プランクトン的一种である藻類の俗称。窒素やリン分の多い富栄養湖において夏から秋にかけて異常増殖して、湖沼水を緑色に変色させる。アオコが発生すると透明度が低下したり、着臭等により上水道への利用が不適当となる。さらにアオコが死滅する際、悪臭を発生するとともに、水中の溶存酸素を奪うため、水産や観光上の被害をもたらす。諏訪湖の場合、アオコの原因は藍藻の一種のミクロキスティス (Microcystis) である。

#### 悪臭

多くの人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いのこと。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、スチレン等の22物質を定めている。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられ、また量や接触時間によって感じ方が異なるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合がある。

#### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

刺激性の強い腐食性のある有害なガスで、代表的のものに二酸化硫黄、三酸化硫黄等がある。重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、また植物にも被害をもたらす。四日市ぜんそくの主な原因物質となった。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の家庭から出る可燃ごみなどの廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

#### 雨水浸透ます

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備で、ますの底部に砕石を敷き、そこから雨水を浸透させる。

#### エコアクション

中小企業等でも容易に取り組める環境マネジメントシステム。

## エコクッキング

エコロジー（環境）とクッキング（調理）を合わせた造語。買い物、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理などの過程に応じて、ちょっとした工夫をしたり、思いやりをかけることによって食生活からの環境への負荷をできる限り少なくしようとする試み。

## エコマーク商品

環境保全に役立つ製品に推奨のマークを付ける制度で、平成元年2月から始まった。フロンを使用しないスプレー、再生紙を使用したノート、太陽熱温水器、布製おむつなど、使用したり廃棄しても環境への負荷が少ないか、使用することによって環境が改善される商品のこと。（財）日本環境協会によって認定された商品。

## ESCO事業（Energy Service Companyの頭文字を取ってエスコ）

ビルや工場などの建物の省エネルギー診断等、省エネルギーに関する包括的なサービスをESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業のこと。

## オゾン層

地球のオゾンの大部分は成層圏以高にあり、これがオゾン層と呼ばれている。1974年、アメリカのカリフォルニア大学のローランド教授がフロンによってオゾン層が壊されるとの学説を発表。対流圏中で壊れずに漂っていたフロンは徐々に成層圏の空気にも拡散していき、そこで特定の波長の強い紫外線を浴びて分解し、塩素原子を放出する。この塩素原子がオゾンの中の酸素原子と結びつき、オゾンを破壊する。

オゾン層が壊れると、皮膚ガンの増加、白内障の増加、免疫力の低下などの健康被害のほか、農作物の収穫減少、海洋生態系の基礎となる浅海域のプランクトンの減少など生物への被害が予測される。さらに、光化学スモッグの悪化と温暖化の促進などの影響もある。このため、国際的に協調してフロンを段階的に廃止していくなどの対策が決まっている。（ウィーン条約及びモントリオール議定書）

## 温室効果ガス

地表面からの赤外線放射を吸収し、地球温暖化を引き起こすガス。温室効果ガスには様々なものがあるが、二酸化炭素、フロン、メタン、対流圏オゾン等が代表的である。

## （か行）

### 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど、太古の動植物の残骸が地中で数百万年の熱プロセスを受けて生成されたもの。

### 環境会計

環境保全コストとその活動により得られた効果を可能な限り貨幣単位や物量単位によって定量的に把握（測定）し、分析し、公表する仕組み。

### 環境学習

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるようにすることを目的として、環境に関することを学ぶこと。

### 環境家計簿

家庭の電気、ガス、上下水道の使用量等をCO<sub>2</sub>排出量に換算し、月ごとにその総計を表

すもの。節電、節水等のCO<sub>2</sub>の排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化を防止するとともに、その他の環境問題の解決へも貢献し、また家計の節約にも結びつけることを目的としている。

## 環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染、水質の汚濁及び騒音等から人の健康を保護し、環境を保全するのに維持されるのが望ましい基準をいう。大気汚染では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、光化学オキシダントの濃度が昭和48年5月に告示された。

水質汚濁では、人の健康保護基準（全国一律で、基準は直ちに達成するもの）と生活環境保全基準（河川、湖沼ごとに水域類型を指定した基準値）を決めている。このほか土壤汚染についても環境基準がある。

## 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるもの。

## 環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のこと。国際標準機構（ISO）は平成8年（1996年）に、環境管理のための規格としてISO14000シリーズを制定し、環境保全に関する方針・目標等を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すなど、一連の取り組みを定めている。

## グリーンコンシューマー

環境に良い商品を購入する意識の高い消費者。環境に良い企業行動を監視する消費者。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、日射により光化学反応を起こして生成されるもののうち、オゾン、アルデヒド等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの主な原因とされている。

## コンポスト化

微生物の働きによって生ごみを堆肥（コンポスト）にかえること。

# （さ行）

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める合計20種類の廃棄物と、輸入された廃棄物のこと。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。

## 酸性雨

大気中の放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性度が高くなって降る雨のこと。一般に、大気中の二酸化炭素だけが溶け込んだ雨（pH5.6）よりも酸性度が高い雨を酸性雨という。酸性雨は森林の枯死や湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因として地球環境問題のひとつになっている。

## COD(化学的酸素要求量)

湖沼などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、有機物を酸化剤で化学的に分解(酸化)

するときに消費される酸化剤に対応する酸素の量。数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

## 省資源・省エネルギー

石油や石炭、森林などの稀少で限りある資源・エネルギーの枯渇を防ぐため、その消費を削減することで、無駄をなくし効率的に有効に利用したり、再利用・再生利用したりすること。

## スーパーデバイス

超精密・超微細加工技術等の応用で製作される精密部品に、センサー等の機能を付加した超高機能部品。

## 諏訪湖に係る湖沼水質保全計画

諏訪湖の水質改善を図るとともに、潤いのある水環境づくりを目指すもので、湖沼法に基づく「湖沼水質保全基本方針」に従い策定されている。

現在平成14年度から18年度までの5カ年を第4期として計画が進行しており、総合的な対策を進めている。

## (た行)

### ダイオキシン

物の燃焼等の過程で副産物としてごく微量に生成される炭素、水素、酸素及び塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって200以上の種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強い物が多い。

### 大気汚染

人間の生産活動・消費活動によって大気が汚染され、生態系や人間の生活に悪影響が生ずること。特に、石炭・石油等の燃焼によって生ずるばい塵・ばい煙、二酸化炭素・二酸化硫黄、各種の窒素化合物、鉛などの各種の金属や光化学スモッグの影響となるオキシダントなどが大気汚染物質として挙げられる。

### 多自然型川づくり

水辺を多様な生物の生息空間(ビオトープ)の核として位置づけ、河川が本来持っている豊かな自然環境を保全するとともに、地域の風土に調和した美しい風景や景観を創出するための川づくりのこと。

### 地下水汚染

地下水が有機溶剤や重金属などによって汚染され、飲用として使用できなくなること。

### 地球温暖化

二酸化炭素やフロンガスなどは温室効果ガスといわれ、温室のガラスのように太陽光は透過するが、地球からの赤外線による熱放射は吸収するという性質(温室効果)を持っている。地球温暖化とは、石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の減少などによって、二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇すること。

### 地球環境問題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林(特に熱帯林)の減少、野生生物種の減少、砂漠化のように、人の活動によって地球規模の環境に影響

を及ぼす問題のこと。

## 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

窒素と酸素の化合物。空気は酸素や窒素等の混合気体であるため、空気中で物を燃やすとその過程で必ず窒素酸化物が発生する。大気中で存在する窒素酸化物で問題視されるものは、主に一酸化窒素、二酸化窒素であり、二酸化窒素については環境基準が定められている。

## 都市・生活型公害

都市化の進展や生活様式の変化により、主に私たちの日常生活にともなって発生する生活環境の悪化。自動車からの排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音等がある。

## (は行)

### BDF(バイオディーゼル燃料)

食用廃油を原料とした、軽油代替燃料。

### BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

### ビオトープ

「生物」を意味する bio と「場所」を意味する topos の合成語(ドイツ語)で、「生物の生息に適した場所」を意味する。植生豊かな水辺や雑木林等は多様な生物が生息・生育するビオトープといえる。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息・生育環境という意味で用いられることもある。

### PDC Aサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)という手順を繰り返し、サイクルを重ねるごとに、より高い目的や目標を達成していくシステム。

### 非特定汚染源対策

農地・市街地など汚染源が特定できない場合の対策。例えば、肥料の流失を防ぐ対策、下水道を利用した市街地排水対策、諏訪湖周辺や観光地におけるゴミや空き缶などのポイ捨て防止対策など。

### 富栄養化

水の出入りの少ない閉鎖性水域では、工場、家庭などからの排水によって水中の栄養塩類である窒素やリンが増えると、藻類やプランクトンなどが太陽光線を受けて大增殖する。その結果、赤潮などが発生し、その死滅過程でさらに水中に窒素やリンが放出され、次第に栄養塩が蓄積される現象。

### 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中を長期間浮遊している微粒子で、粒径が10μ(ミクロン)以下の極めて微細な粒子。ディーゼル車の排気ガス、道路粉じんなどが主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の原因となる。環境基準が定められている。

## (や行)

### 有機塩素系化合物

炭素や炭化水素に塩素が付加された化合物のこと。電子機械部品などの脱脂肪洗浄剤やドライクリーニング等に使用されているトリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等がある。難分解性や蓄積性、毒性等は化合物により差はあるが、地下水汚染や食物連鎖による生物体内濃縮による有害性のほか、1,1,1 トリクロロエタンは、オゾン層破壊物質として問題となっている。

### 容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

一般廃棄物の6割を占める容器包装類のリサイクルを進めるため、消費者に分別排出、市町村に容器類の分別収集、メーカーに再商品化を義務づける法律。1995年6月に成立。1997年4月施行。

### 横河川ラブリバー事業

地域に密着した川、また住民の生活に恵みを与えてくれる川として、横河川を整備し魅力と個性にあふれたまちづくりをするもの。

本事業は、「魚が泳ぐ自然とふれあいの川・横河川」をテーマとし、親水空間の形成、ふれあいの場の創出をし、地域に密着した水辺空間の保全と利用を図るものである。

## (ら行)

### ライフスタイル

人間が日常の生活や活動を行うときの様式(生活様式)のこと。ここでは主に資源やエネルギーの消費、ごみの廃棄などを示す。

近年の環境問題は、日常生活におけるガスや電気、石油や木材などの資源・エネルギーの大量消費やごみの大量廃棄による部分、すなわちライフスタイルのあり方による部分が大きくなってきている。そこで、環境の保全には日常生活において、より一層の省資源・省エネルギーを進めるなど、ライフスタイルを環境に配慮したものへと見直すことが重要といわれている。

### リサイクル

不用となったものを新しい製品の原料あるいは材料として再利用すること。ごみ問題を解決する手段として、リサイクル(Recycle)のほかに、一度使用したものを形を変えずに再使用するリユース(Reuse)、極力ごみを出さないようにするリデュース(Reduce)があり、これらを合わせて3Rという。

目次

第 1 章 総則(第 1 条 第 5 条)

第 2 章 環境施策の基本的事項

第 1 節 施策の基本方針等(第 6 条・第 7 条)

第 2 節 基本的施策(第 8 条 第 18 条)

第 3 節 施策の推進体制(第 19 条・第 20 条)

第 3 章 岡谷市環境審議会(第 21 条 第 29 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

2 環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(事業者の責務)



- 第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、公害の発生の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動を行うこと及びその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が行う環境施策及びその事業所が所在する地域における環境保全活動に協力するものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において物を大切にすることをもち、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の減量等を実践することにより、環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。
- 2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が行う環境施策に協力するものとする。
- 3 市民は、地域における環境保全活動に積極的に参加するものとする。

## 第2章 環境施策の基本的事項

### 第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

- 第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。
- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を推進し、環境への負荷を少なくさせる仕組みを構築すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした良好な生活環境を確保すること。
- (5) 地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自主的かつ積極的な環境保全活動が促進されること並びに市民等の環境の保全に関する意見が反映されること。

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 環境への配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第 21 条に規定する岡谷市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第 2 節 基本的施策

### (規制の措置)

第 8 条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (経済的措置)

第 9 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷を少なくするための施設の整備その他の適切な措置に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (資源の有効利用等の促進)

第 10 条 市は、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (環境の保全に資する施設の整備等)

第 11 条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (環境教育及び環境学習の振興)

第 12 条 市は、市民等が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (環境情報の提供等)

第 13 条 市は、環境の保全に関する情報を適切に提供し、又は広報活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (市民等の自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民等及びこれらの者の構成する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全活動を促進するため、必要があるときは適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (環境への負荷の少ない事業所の育成)

第 15 条 市は、事業者が自ら環境の保全に配慮した事業活動を行い、環境への負荷の少ない事業所となるように育成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (監視及び調査の充実)

第 16 条 市は、環境の状況を把握するための監視及び調査を充実させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(諏訪湖及び天竜川の水質浄化)

第 17 条 市は、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、諏訪湖及び天竜川の水質を浄化するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及びその他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第 20 条 市は、環境施策の実施に当たっては、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、協力してその推進に努めるものとする。

### 第 3 章 岡谷市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、岡谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、環境の保全に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 関係行政機関職員

(3) 一般公募者

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成 15 条例 8・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べるができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、生活環境部環境安全課が行う。

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡谷市環境審議会条例の廃止)

2 岡谷市環境審議会条例(昭和 47 年岡谷市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により委嘱された岡谷市環境審議会委員及び岡谷市環境審議会専門委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員に委嘱されている者の任期は、なお従前の例による。

諮問、答申内容

17環安第26号 平成17年 7月25日
岡谷市環境審議会 会長 山田 典幸 殿 岡谷市長 林 新一郎
諮 問 書
下記の環境基本計画を審議会に諮問いたします。
記
1 岡谷市環境基本計画の見直しについて（岡谷市決定）
平成17年11月15日
岡谷市長 林 新一郎 殿 岡谷市環境審議会 会長 山田 典幸
岡谷市環境基本計画の見直しについて（答申）
平成17年7月25日付け、17環安第26号で貴職から諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

岡谷市環境基本計画がスタートした平成12年以降の取り組みの中で、地球温暖化対策やごみ・リサイクルなどの課題に対し、循環型社会形成推進基本法が施行されるなどの社会変化があり、一方周辺自然環境では諏訪湖や河川水質など一部では向上傾向が伺えるなどの状況変化もありました。

当審議会では、この計画見直しを行なうにあたり、それらの状況を勘案し、当初からの望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざし

て、今日の幅広く多岐にわたる環境問題に、よりの確に対応できるよう、下記のとおり意見・要望を申しあげますので、よろしく願いいたします。

- 1．諮問された基本計画見直し案には、わかりにくい表現などが見受けられましたので、市民にわかりやすく、より充実した内容となるよう修正いたしました。
- 2．本計画で、新たに計画の推進状況がわかる数値指標を、基本目標ごとに盛り込みましたが、この指標を定期的に公表し、環境全般への市民の関心を高めるとともに、指標数値が向上し目標が達せられるよう、行政・市民が一体となって取り組まれるよう要望いたします。
- 3．本環境基本計画は中間見直しであり、当初の言い回しを尊重しているところも多いので、計画の推進にあたっては現実的柔軟な対応を心がけ、様々な手法による市の施策を適切に行うよう要望いたします。
- 4．市の施策だけではなく、市民及び事業者の自主的かつ積極的な取り組みが欠かせません。そうした環境の保全に関する意識の高揚と、幅広い市民等との協力連携が図られるよう、計画内容をわかりやすく周知されたい。  
また日々変化する環境への対応や状況に対処し、最新環境情報の啓発、広報や市民・事業者間の情報交換並びに市民推進会議等、体制の整備を要望します。
- 5．郷土の象徴である、諏訪湖や横河川などの浄化・整備は市民挙げて取り組むことは勿論ですが、国・県への働きかけも強力に行なうとともに、近隣市町村とも連携が図られるよう要望します。
- 6．アスベスト公害については、一定の対応を盛り込みましたが、国において調査研究が進められているところであり、今後法整備が進み、対処方法もさらに具体化されると思われますので、より適切な対応をされることを要望いたします。
- 7．現代社会における、環境保全の取り組みは最重要課題であり、環境への負荷の少ない、持続可能な経済社会を構築する必要があります。

審議会のなかで何点が論議がありましたが、引き続き重要な課題として、絶えず施策や手法など、検討が必要であることを申し添えます。

## 岡谷市環境審議会委員名簿（平成 17 年度）

（五十音順、敬称略）

会 長	山田 典幸	（岡谷市衛生自治会連合会）
副会長	佐原 香	（市民）
委 員	今井 清泰	（岡谷市医師会）
”	小口 融	（市民）
”	大日方 正明	（諏訪地方事務所生活環境課長）
”	笠原 智子	（岡谷市消費者の会）
”	小池 明夫	（長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門化学チームリーダー）
”	小林 基江	（岡谷薬剤師会）
”	須坂 つぎ江	（市民）
”	武居 薫	（市民）
”	野口 博文	（長地小学校校長）
”	増沢 清	（岡谷市勤労者協議会）
”	宮坂 弘人	（小井川区長）
”	宮坂 文彦	（信州諏訪農業協同組合）
”	山岡 晴男	（商工会議所工業委員会）

## 岡谷市環境基本計画策定の経過

平成 10 年 12 月 22 日	岡谷市環境基本条例を公布、施行
平成 11 年 4 月 30 日 ~ 11 月 9 日	5 回の岡谷市環境保全推進委員会、8 回の岡谷市環境審議会等を経て計画内容の検討、市長への答申
平成 12 年 4 月 1 日	岡谷市環境基本計画スタート
平成 16 年 4 月 16 日 ~	環境基本計画に関する住民アンケート調査実施(市民 500 人対象)
6 月 29 日	環境保全に関する市民懇談会開催
7 月 26 日	環境保全に関する事業所懇談会開催
平成 17 年 7 月 8 日	岡谷市環境保全推進委員会 環境基本計画（見直し素案）を提示
7 月 25 日	第 1 回岡谷市環境審議会 環境基本計画について市長より諮問
8 月 16 日 ~ 9 月 5 日	市民等からの意見・提言の受付（3 支所、ホームページにて）
8 月 25 日	第 2 回岡谷市環境審議会 計画案の審議
10 月 28 日	第 3 回岡谷市環境審議会 計画案の審議、答申書のまとめ
11 月 15 日	環境審議会環境基本計画について市長へ答申
11 月 25 日	岡谷市環境保全推進委員会へ答申内容を報告
11 月 29 日	岡谷市議会社会委員協議会へ答申内容を報告
12 月 1 日	岡谷市行政管理委員会へ答申内容を報告、 見直し環境基本計画スタート